

人と社会と地球にやさしい輸送 社会との共生をめざして

トラック広報

情報
NOW

2018

4

平成 30 年 4 月 15 日発行(毎月 1 回 15 日発行) 通巻 652 号) No. 652

今月のトラガール



有限会社
清水急便サービス
市川しのぶさん

》CONTENTS

- 特集 大阪のトラガール
- トラ坊のご存知ですか? 「準中型自動車免許」
- 記事 第208回 理事会を開催
- 記事 平成29年度 第2回目の緊急救援物資輸送訓練実施
- その他

》今月のお知らせ

平成30年度 第1回 運行管理者試験のお知らせ
平成30年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業について
その他

》今月の挟み込み

安全実践目標

トラック広報「読者アンケート」

「引越事業者優良認定制度」申請に係わる事業者説明会の開催について(新規・更新) (再掲載)

自動車安全運転センターが発行する「運転記録証明書」発行手数料の助成について(ご案内)

平成30年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成制度について(ご案内)

「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)」説明会(新規取得予定事業所向け)の開催について
準中型免許取得助成制度について(ご案内)

「適性(一般)診断」受診料助成について(ご案内)

「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について(ご案内)

交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内(再掲載)

衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会 開催のご案内 ~ 熱中症予防対策セミナー ~ (再掲載)

荷主に対する適正取引推進および改善基準告示等の周知活動へのご協力について

「運輸ヘルスケアナビシステム」実践的活用セミナー



一般社団法人 大阪府トラック協会
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION



トラック広報

平成30年4月号 通巻652号

一般社団法人
大阪府トラック協会

4 APR.
月号

記事

特集 大阪のトラガール	1
トラ坊のご存じですか? 「準中型自動車免許」	4
第208回 理事会を開催	5
○第88回 総務委員会	11
○平成29年度 第2回目の緊急救援物資輸送訓練実施	12
○第7回「トラック輸送における取引環境・ 労働時間改善大阪府地方協議会開催」	14
○運輸安全マネジメント「国土交通省認定セミナー」を開催 ...	14
○求職者向け業界研究セミナーを開催	15
○大阪府トラック協会青年部会が交通遺児のために支援金を寄贈 ...	15
○グリーン・エコプロジェクト ステップアップセミナーを開催 ...	16
○会員の皆さまへ「大ト協第208回理事会 会長挨拶」 ...	17
○近畿運輸局からのお知らせ 近畿運輸局関係人事異動	26
◆平成30年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業について [適正化事業のページ]	37

お知らせ

・自動車税納税通知書は5月1日(火)に発送します 納付期限は5月31日(木)です	18
・平成30年度 第1回 運行管理者試験 貨物	19
・平成30年度 運行管理者等『基礎講習』開催のご案内	20
・平成30年度 運行管理者等『一般講習』開催のご案内	22
・パソコンなしでも OK 時間がない方にオススメ『おまかせ申請サービス』	24
・健康診断のフォローちゃんとできていますか? 定期健康診断の事後フォローによる 健康起因事故防止にむけた 『運輸ヘルスケアナビシステム』平成30年度募集について ...	31
・大阪府不正軽油防止対策協議会からのお知らせ	32
近畿地区軽油価格調査集計表(2月分)	34
軽油「元売別」購入価格表(2月度)	34
府下営業用トラック増・減車状況(最近3ヵ月)	34
近畿共済のページ	28
大貨健保のページ	29
大貨特退共のページ	30
健康ライフ サプリで認知予防&健康長寿 [糖質ちょいオフダイエット ご飯、麺、パンなど10%減らす] ..	33
Let's Try Cooking 1. 2. 3 [切り干し大根のサラダ]	35
NASVAだより	36
お悔やみ申し上げます	36
4月の安全運転実践目標(挟み込み)	



異常気象って騒いでるのは、人間だけ!

専務理事 滝口 敬介



今年の冬は寒かったことから、梅の開花が随分遅れ、各地で「梅祭り」を企画していた関係者をヤキモキさせました。

そうかと思うと、彼岸の中日に関東では、大雪警報も出され、このことを「32年ぶりの大雪」とマスコミは大騒ぎしました。

しかし、冷静に考えると、地球は常に進化しており、その結果として様々な自然現象となって私たちの前に現れてきます。それが、人間にとって都合が悪いことも良いこともありま

すが、それは仕方の無いことです。

でも、最近は人間のわがままな開発が原因で異常気象となっていることもあります。

32年ぶりの大雪、一旦咲いた桜は、文句も言わず健気に枝にしがみ付いていました。

全て、人間の都合の異常気象です。

何事があっても、縁として自然に受け止める。いつもそうありたいと思っています。

大阪の トラ ガール

We are
TRUCK
GIRL

市川しのぶさん

有限会社清水急便サービス
第六支部

ドライバー歴：2年

ニックネーム：いっちー、いっちゃん



まずはご挨拶

協会本部で広報を担当している林です。

トラック運送業界では人手不足、とりわけ若手ドライバーの不足が切実な問題となっています。

典型的な労働集約型産業であるトラック運送事業にとってドライバーは無くてはならない存在ですが、

他産業でも人手は不足しているため、なかなか解消は難しい状況です。

そんな中で注目されているのが女性トラックドライバー、通称「トラガール」です。

今はまだ、女性のトラックドライバーは全ドライバーの2%程度と

言われていますが、ここ大阪でもたくさんの「トラガール」が頑張っています。

そんな現場で頑張るトラックドライバーを、同じ女性の目線で取材します。

今回、取材させていただくのは(有)清水急便サービスの市川しのぶさんです。

Q：どうして「トラガール」に？

A：清水社長が声をかけて下さって清水急便サービスに入社しました。

Q：社長にどういうふうにくどかれたんですか？

A：駐車場の案内の仕事をしている時に、お客様として来られていた清水社長に声を掛けていただきました。駐車場の仕事は、休日が少なかったのが、清水社長から土曜日は半日、日曜日は休日なので、一度話を聞きに来てくださと言われてました。

Q：トラックのお仕事は？

A：今回が初めてです。

Q：運送業界以外に以前はどのようなお仕事をされてましたか？

A：駐車場での案内や、お弁当の配達です。

Q：「トラガール」になってみて？

A：OCSのユニフォームがカッコ良くて、着て仕事するのが嬉しいです。

Q：そのユニフォームですね、とても似合ってます。

A：ありがとうございます。

Q：仕事で乗ってるトラックは？

A：マツダ Bongo 1トン車です。

Q：何を運んでる？

A：海外航空便の配達なので、書類や箱物、反物（繊維関係）などを扱ってます。

Q：配達先は、どのあたりですか？

A：関空からの輸入貨物が西成区にある株式会社OCSに搬入され、各地区に仕分けの後、配送という流れです。私は、大阪市の北区が主な担当で、中之島、堂島、堂島浜、曾根崎に集荷、配達業務をしています。

Q：仕事のやりがいとは？

A：他の業者の方や、お客様とのコミュニケーションが取れるのが楽しいです。あと、皆さんに良くしていただいているのが、とても嬉しいです。職場に女性一人なのでそこは特権ですね。

Q：お客様とコミュニケーションを取られる中で一番嬉しかったことは？

それとお客様や上司の方から掛けられた言葉で一番印象に残っている言葉は？

A：明るさが取り得なので、「元気だねっ」と言われることや、お客様が早く届けて欲しい荷物を配達した時に「早く届けてくれてありがとう」と言われたらとても嬉しいです。

楽しみの一つとして、お客様は大手の企業が多いのでなれなれしく話が出来ませんが、同業者の方とたまに冗談話をしたりするのがとても楽しいです。

Q：仕事で辛いことは？

A：一応女なので、重い荷物の持ち運びをしないといけない時は、さすがにきついです。



市川さんのある1日のお仕事

7:00 出社

点呼、アルコールチェック



運行前点検



会社でのミーティング



7:10 会社出発



7:30 株式会社OCS着(荷主先)

8:30 荷主での朝礼

(連絡事項の通達及び、ヒヤリハット映像を用いて安全運転講習)



8:45 仕分作業持出処理

(関西空港より搬入された配達貨物)



9:00 輸入貨物の配達

(エリア:大阪市北区、中之島、堂島、堂島浜、曽根崎新地周辺)



配達風景

12:00 午前の配達業務を終え荷主先の株式会社OCSへ帰社休憩中インタビュー



13:00 仕分作業持出処理

(関西空港より搬入された配達貨物)

13:30 輸入貨物の配達

(エリア 大阪市北区、中之島、堂島、堂島浜、曽根崎新地周辺)

15:30 輸出貨物の集荷



18:00 集荷貨物をOCSへ搬入し終了

18:30 清水急便サービスへ帰社

点呼、アルコールチェック



19:00 業務終了

Q. 普段行っている仕事のポイントは

A:私の配達先は、個別配達をする所があります。

送り状に記載されている宛名をもとに、その方が座っている机まで持って行きサインをもらっています。

Q. 今後の目標は?

A:今も精一杯頑張ってるつもりですが、これからもOCSの皆様や清水急便サービスの方々にもっともっと認めてもらえるように勤めていきたいです。



荷主様の御紹介

株式会社OCS

・全日本空輸(ANA)のグループ会社

ANAグループの航空輸送網を手に入れ一貫エクスプレス輸送を展開する業界唯一の日系インテグレーターとなり、現在は「フォワーディング」や「ロジスティクス」事業も展開し、多様なロジスティクスソリューションを提供する国際物流企業へ歩みだしました。成長著しいアジアを主たるターゲットにネットワークの拡大・強化、新たな商品の開発に挑戦をしています。

ここからは、ちょっとだけ
プライベートなお話を聞かせて
いいですか

Q. 休日はどのように過ごされていますか？

A: 仕事がハードなので寝まくっています。
それと休日しか家のことが出来ないの
で、主婦しています。

Q. 今、ご家族は？

A: 子供が2人います。

Q. お子様はおいくつですか？

A: 22歳と18歳です。

Q. お子様とはお買い物とかに行くことも
ありますか？

A: 大きくなったので、なかなか一緒に出
掛ける機会もなくなりましたが、たまに
服を買って欲しい時に誘ってきます。

Q. 家庭と仕事の両立は難しいですか？

A: 子供が地方の学校に行っていました
が、4月から大阪の専門学校に通うこと
になったので、お弁当や夜ご飯などの
準備でバタバタしそうです。
生活のリズムが崩れそうで心配です
ね。



やっぱり、
おめかしして
出掛ける時が
楽しいです。

Q. 休日に主婦業以外にしていること、今後し
たいことはありますか？

A: 日曜日だけ休みなので、掃除だけで
1日が終わる日が多いですね。

Q. 最後に清水社長も言われるように
「これからは女性の時代だと思います」。
運送業界に就職を考えている女性にア
ドバイスをお願いします。

A: 私みたいに手が掛からない子供がい
れば気軽に始められる仕事です。一人
の時間も長く、周りも可愛がってくれま
すし、楽しい仕事ですよ。

Q. 社長から見た市川さん(トラガール)
はこんな人！

A. まじめで、身体は小さいのに人一倍
頑張りやさんです。



清水社長

Q. 市川さん(トラガール)の仕事ぶり
は？

A. これからは女性の時代であると思
います。

男性以上にてきぱきしているのが、
今時の女性であると思います。

Q. 市川さん(トラガール)を採用した
理由は？

A. 男性ばかりの職場の中で持ち前の
明るさを生かして、雰囲気を変えて
くれることに期待したからです。

Q. 採用して変わったことは？

A. 期待どおり社内全体の雰囲気を明
るくしてくれました。

Q. トラガールの採用の難しさは？

A. やはり時間の問題です。
今後もトラガールの採用を考えて
いくなかで、女性の働きやすい時
間帯を考えていく必要があると思っ
ています。

Q. 今後もトラガールを採用してい
きたいという理由は

A. 荷主に対しての印象、着荷主に対
しての対応が女性の感情で取り組ん
でもらえるところです。

有限会社清水急便サービス

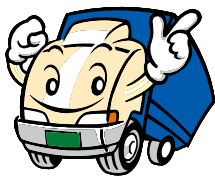
〔代表取締役社長 清水健行〕

- ・本社所在地 大阪市西淀川区中島1丁目1-20
- ・設 立 昭和61年
- ・従業員数 49人(ドライバー44人 うち女性1人)
- ・車両台数 51台
- ・特色 航空貨物集配業務を中心に冷蔵、食品、精密機器等の配送



職場の皆様と

トラ坊のご存知ですか？



「準中型自動車免許」

準中型自動車免許が新設されてよりおよそ1年が経過しました。この準中型自動車免許の一番の特徴は18歳から取得できることと、車両総重量が7.5 t未満、最大積載量が4.5 t未満とされたため、いわゆる「2 t車」の運転ができるようになったことです。

旧制度での普通自動車免許で運転できる範囲は車両総重量5 t未満、最大積載量3 t未満で、当初はこの範囲内でも「2 t車」を運転できていましたが、徐々に保冷設備やクレーンなどの架装により総重量が5 tを超えるものが増えはじめ、普通自動車免許で運転できないケースが出てきました。旧制度ではこのような車両を運転するためには中型自動車免許の取得が必要でしたが、中型自動車免許の取得条件は20歳以上で、普通自動車免許取得2年以上とされていました。

こうした実態とのギャップの解消と、高卒者等若年層の就業促進を目的に新設されたのが、準中型自動車免許です。

私どもトラック運送業界でも、貨物車による試験、教習を科すことで交通事故対策になり、不足する若年ドライバーの確保にもつながると期待していましたが、現在のところはまだ残念ながら取得者は伸び悩んでいます。しかし、18歳から取得でき、「2 t車」を運転できる準中型自動車免許は、業界の労働力不足解消の有効な手立てとなり得ますので改めてご紹介したいと思います。

準中型自動車免許とは・・・

普通自動車免許と中型自動車免許の中間に位置する免許です。

→ 最大積載量 4.5 t 未満の車

→ 車両総重量が 7.5 t 未満で、かつ乗車定員 10 人以下の車が運転できます。

ドライバーの運転可能な車両区分をご確認ください！

平成 19 年 6 月 1 日 まで	区分	普通	大型		政令大型
	車両総重量	8 t 未満	8 t 以上		1 1 t 以上
	最大積載量	5 t 未満	5 t 以上		6. 5 t 以上
	受験資格	18 歳以上	20 歳以上・運転経験 2 年以上		21 歳以上・運転経験 3 年以上
8t 限定中型	車両総重量	8 t 未満		平成 1 9 年 6 月 1 日以前に普通免許を取得した場合	
	最大積載量	5 t 未満			
平成 29 年 3 月 11 日 まで	区分	普通	中型		大型
	車両総重量	5 t 未満	5 t 以上 1 1 t 未満		1 1 t 以上
	最大積載量	3 t 未満	3 t 以上 6. 5 t 未満		6. 5 t 以上
	受験資格	18 歳以上	20 歳以上・運転経験 2 年以上		21 歳以上・運転経験 3 年以上
5t 限定新中型	車両総重量	5 t 未満	平成 1 9 年 6 月 2 日～平成 2 9 年 3 月 1 1 日までの間に普通免許を取得した場合		
	最大積載量	3 t 未満			
平成 29 年 3 月 12 日 以降	区分	普通	準中型	中型	大型
	車両総重量	3. 5 t 未満	3. 5 t 以上 7. 5 t 未満	7. 5 t 以上 1 1 t 未満	1 1 t 以上
	最大積載量	2 t 未満	2 t 以上 4. 5 t 未満	4. 5 t 以上 6. 5 t 未満	6. 5 t 以上
	受験資格	18 歳以上	18 歳以上	20 歳以上・運転経験 2 年以上	21 歳以上・運転経験 3 年以上

第208回 理事会を開催

平成30年度事業計画(案)・予算(案)などを審議



平成30年度の事業計画案・予算案などを審議する「第208回理事会」が3月13日午後1時30分から大阪府トラック総合会館・研修センターで開催された。

冒頭、滝口敬介専務理事から定足数について理事総数102名のうち67名の出席があり、本会議が有効に成立する旨の報告に続き、辻卓史会長が開会の挨拶を述べた後議長となり、次の議題について審議し、いずれも原案どおり承認・決定された。

<議題>

- (1) 会員の入・退会報告について
- (2) 平成30年度事業計画(案)について
- (3) 平成30年度会費の額及び納入方法等(案)について
- (4) 平成30年度各会計予算(案)について
- (5) 近代化基金特定資産の一部取り崩し(案)について
- (6) 任期満了に伴う役員の改選(案)について
- (7) 淡輪センターの売却処分について
- (8) 役員の辞任について
- (9) その他

◇会員の入・退会報告

新規会員計24社の入会と退会16社について報告が行われた。

◇平成30年度事業計画(案)

<事業計画>

第1 事業計画策定基調

政府の経済財政政策により、雇用・所得環境の

改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、個人消費や設備投資など民需を中心とした景気回復が見込まれている。

一方、トラック運送業界を取り巻く経営環境は、国内景気の好調による貨物の増加や様々な要因により、運賃水準の一部回復傾向が見られるが、依然として、安全・環境対策コスト、高速道路通行料金等の負担増加に加え、長時間労働是正を図るための取引環境等改善の問題と、深刻化する労働力不足の中での若年労働力の確保問題が最大の課題となっている。

このような状況のなか、国民生活のライフラインである当業界は、社会との共生のもと、公共輸送機関としての使命と企業の社会的責任を認識し、関係法令の遵守に徹し、事業の公正な競争の確保と安定的発展を遂げるため、次に掲げる諸施策を積極的に推進するものとする。

《主要課題》

1. 環境対策の推進

- (1) 環境対応車導入の推進
- (2) ポスト新長期規制適合車導入融資制度の利子補給事業
- (3) 国道43号等の迂回対策の推進
- (4) エコドライブ等省エネ・環境改善事業の推進

2. 交通・労災事故防止対策の推進

- (1) 関係法令遵守と交通安全・労災事故防止啓発活動の推進
- (2) トラック事業における総合安全プラン2020に基づく対策の推進
- (3) 飲酒運転・過積載運行・過労運転の防止対

策の推進

- (4) ドライバー等安全運転研修の推進
- (5) 運転マナーの向上啓発
- (6) 陸災防等との連携による労働災害防止対策の推進
- (7) 健康診断並びに睡眠時無呼吸症候群に関する検査事業の実施
- (8) 長時間労働の抑制に向けた環境整備の推進

3. 事業の適正化対策の推進

- (1) 事業所巡回指導強化等による適正化の推進
- (2) 輸送秩序確立対策の推進
- (3) 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の推進
- (4) 運輸安全マネジメントの普及啓発
- (5) 運輸行政及び全国実施機関・近畿各実施機関との連携
- (6) 適正化事業指導員に係る研修の充実並びに更なる資質の向上

4. 社会的責任の遂行

- (1) 緊急救援物資輸送体制の整備推進
- (2) 輸送サービスセンターの適正な運営
- (3) 関係機関等との連携による消費者保護対策の推進

5. 事業の振興と経営基盤の強化

- (1) 情報化への的確な対応と物流効率化対策の推進
- (2) 公正取引並びに中小企業経営基盤強化対策の推進
- (3) 信用保証事業の推進
- (4) 近代化基金融資の推進
- (5) 労働力の確保及び人材育成対策の推進
- (6) 引越事業者優良認定制度の普及推進

6. 広報対策

- (1) 協会機関誌「トラック広報」の発行及びホームページ等による情報提供の推進
- (2) トラック事業への理解促進並びに業界イメージの向上を図るための効果的な对外広報の実施

7. 全ト協等との連携による事業の推進

- (1) 標準貨物自動車運送約款の明確化を踏まえた運賃・料金収受の推進
- (2) 軽油引取税旧暫定税率の廃止等税負担の軽減
- (3) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (4) 高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の継続・割引制度の充実及び高速道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現

- (5) 燃料費対策の推進並びに燃料サーチャージの導入
- (6) トラック運送業における契約の書面化の推進
- (7) 長時間労働是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (8) 新技術を活用した物流の効率化等の推進
- (9) 女性の活躍推進
- (10) 高校新卒者等若年労働力の確保対策
- (11) 参入基準の厳格化等規制緩和の見直しの促進
- (12) 駐車規制問題への対処
- (13) 大阪トラックステーションの管理運営対処

第2 適正化事業実行運営委員会

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関として、輸送の安全確保ならびに輸送秩序の確立など貨物自動車運送事業法第39条に定められた諸事業につき、別途定める事業計画に基づき、実効を期して積極的な取り組み対処を行なう。

第3 信用保証実行運営委員会

信用保証事業の健全運営を図りながら利用促進に努めるとともに本制度内容のさらなる充実をはかるため、別途定める事業計画に基づく諸事業を推進する。

第4 常任委員会並びに特別委員会

1. 総務委員会

- (1) 事業計画・予算ならびに事業報告・決算に関する審議
- (2) 協会組織・運営方策の改善対処
- (3) 協会事業の総合的な企画および調整
- (4) 自動車関係諸税制の負担軽減等対処
- (5) 施設の運営管理対処
- (6) 人権問題に対する啓発対処

2. 交付金事業委員会

- (1) 付金事業計画および資金計画等の策定対処ならびに申請手続き等の行政対処
- (2) 近代化基金の融資対処（一般融資・ポスト新長期導入融資）
- (3) コンピュータの活用対処
- (4) 中央事業への出捐対処

3. 労務委員会

- (1) 人材確保対策の推進
 - ① 高校新卒者等の採用促進およびインターンシップを含む人材確保対策の推進

- ② 大阪人材確保推進会議並びに関係行政機関との連携

(2) 健康相談事業並びに健康状態に起因する事故防止対策事業の推進

- ① 定期健康診断の受診促進
- ② S A S（睡眠時無呼吸症候群）対策の推進
- ③ メンタルヘルス対策の推進

(3) 労働対策事業の実施

- ① 労働災害防止対策の推進
- ② 改善基準等労務管理の周知徹底
- ③ 時間労働の是正等、働き方改革の実現に向けた対策の推進
- ④ 過労死等防止対策の推進

4. 交通対策委員会

- (1) 交通及び労働災害事故防止対策の徹底
- (2) 交通安全運動等における事故防止対策の啓発活動の実施
- (3) 交通安全対策機器の普及促進
- (4) トラックドライバーコンテストの実施
- (5) 過積載防止対策の推進
- (6) 南海トラフ巨大地震等、大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

5. 環境対策委員会

- (1) 環境・省エネ対策の推進
 - ① 新・環境基本行動計画の推進
 - ② エコ・ドライブの徹底に向けた支援機器等の導入助成（EMS装置、アイドリングストップ支援機器、低燃費タイヤ）
 - ③ グリーン・エコプロジェクトの推進
 - ④ グリーン経営認証取得の促進
- (2) N G V等環境対応車の普及促進
 - ① N G V（C N G）車、ハイブリッド車等の導入助成
 - ② 南港エコ・ステーションの廃止
- (3) 各種環境保全啓発活動の推進
 - ① 近畿スマートエコ・ロジ協議会との連携
 - ② 中環をきれいにする日への参画等

6. 中小企業・物流対策委員会

- (1) 中小企業経営基盤強化対策の推進
 - ① 原価管理に基づく適正運賃収受の推進
 - ・ 原価意識の向上対策と燃料サーチャージ制の導入促進
 - ・ 経営分析報告書の作成及び配布
 - ・ 経営診断事業等の実施
 - ② 適正取引推進のための諸対策
 - ・ 運送取引における書面化の推進

- ③ 人材育成事業の推進
 - ・ 中小企業大学校の受講促進
 - ・ 事業後継者育成事業の推進

(2) 都市内物流の効率化対策

- ① 大阪市内地区における駐車対策の推進
- ② W e b K i t の普及促進

(3) 情報化の推進

- ① 中小企業の情報化推進

(4) 引越関係講習会の開催

- ① 講習会の開催

(5) 高速道路利用料金問題等への対処

- ① 高速道路料金の引き下げおよび割引制度の充実

7. 広報委員会

- (1) 協会機関誌「トラック広報」の発行等による情報提供の実施
- (2) トラック運送事業への理解促進ならびに業界イメージの向上を図るための効果的な対外広報活動の実施

8. 特別委員会

- (1) 組織・財政等特別委員会
協会本部・支部組織及び財政等の諸問題について、検討対処を行なう。

第5 部 会

現在設置している12部会（①重量部会 ②鉄鋼部会 ③百貨店部会 ④路線部会 ⑤タンクトラック部会 ⑥海上コンテナ部会 ⑦セメント部会 ⑧建設部会 ⑨取扱部会 ⑩引越部会 ⑪ダンプカー部会 ⑫青年部会）においては、部会ごとの対応を図るとともに、次に掲げる共通事業を積極的に推進する。

- (1) 輸送秩序確立対策
- (2) 事故防止、環境対策
- (3) 荷主懇談会の開催
- (4) 部会活動の活性化と法令遵守
- (5) その他各部会における諸課題への対応

第6 事務局

- 1. 職員の知識の向上を図るとともに、職務意欲の向上に努める。
- 2. 事務の合理化、効率化および諸経費の節減を図るとともに、費用対効果に努める。
- 3. 事務所内のごみ減量化のため、3 R（R e d u c e = 発生抑制・R e u s e = 再使用・R e c y c l e = 再生利用）の推進に努める。

第7 会議予定

1. 定時総会・・・6月に1回開催する。
2. 常任理事会及び理事会
3. 委員会および部会
4. その他会議・・・必要に応じ随時開催する。

＜運輸事業振興助成交付金事業計画＞

政令第1号. 貨物の輸送の安全の確保に関する事業

▽自動車事故対策機構等の活用▽ドライバーコンテストの開催等▽交通安全運動等の実施▽健康相談事業▽過積載防止活動の実施

政令第2号. サービスの改善及び向上に関する事業

▽中小企業経営基盤強化対策▽都市内物流の効率化対策▽情報化の推進▽引越関係講習会の開催

政令第3号. 環境の保全に関する事業

▽自動車交通公害等環境問題対策▽環境に配慮した経営促進への助成

政令第4号. 適正化に関する事業

▽安全運行パトロール事業▽輸送サービスセンター事業▽啓発広報対策事業▽輸送秩序確立対策事業

政令第6号. 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業

▽緊急輸送訓練活動▽緊急輸送体制の整備

政令第8号. 中央出捐金支出

▽中央事業出捐

政令第1～7号. 共通事業

▽広報事業▽管理事業

＜大阪府貨物自動車運送適正化事業 事業計画＞

1. 事業所の適正化

適正化事業指導員による事業所の巡回指導を実施し、貨物自動車運送事業にかかる関係法令の遵守等により事業の適正化を図るとともに、平成29年度巡回事業者に大阪運輸支局と共催による集団指導およびフォローアップ事業を実施する。

- ・巡回計画予定数 1,700社
- ・集団指導予定数 350社

2. 許・認可業務

事業者の事業計画等の申請手続きについての相談業務を行う。

3. 輸送サービスの向上

本・支部に設置された輸送サービスセンターにおいて貨物自動車運送事業に係る苦情や相談等に対処し、輸送サービスの向上に努める。

4. 全国実施機関・近畿各実施機関との連携

貨物自動車運送事業の輸送の安全性の向上ならびに輸送秩序の確立推進を始め、全国実施機関が実施する研修への参加等を通じて、適正化事業指導員の資質の向上・育成に努め、併せて近畿各実施機関と連携し指導業務の充実を図る。また、指導管理業務の情報処理システム化の推進、貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の普及・促進を図る。

5. 荷主・荷主団体への運賃秩序確立に向けた取り組み

荷主等に運輸業界について理解を得るため、物流セミナーを開催し、協力体制の確立に努める。

6. 実施機関の中立性確保

学識経験者はじめ荷主、マスコミ関係者等で構成された評議委員会を開催し、適正化事業の適切な指導体制の強化を図り、組織の運営において中立性および透明性の確保に努める。

7. 運輸行政との連携

適正化事業を適切かつ効果的に推進するため、近畿運輸局及び大阪運輸支局との連携を密にするとともに、諸課題への適切な対応を図る。

＜信用保証事業計画＞

1. 信用保証事業の充実

保証事業の健全運営を図りながら利用促進に努めるとともに本制度内容のさらなる充実を図るための研究・検討を行う。

2. コンピュータの活用

債務保証業務の事務処理を円滑かつ適正に行い、効率的な運用を図るとともに、利用者に対し保証利用状況等の情報提供を行う。

3. 債務保証額

本年度の車両および荷役機械の融資に係る債務保証額を6億円見込む。

月間5,000万円×12ヵ月＝6億円

4. 委員会の開催

▽信用保証審査委員会を原則として毎月2回開催する。▽信用保証実行運営委員会、および同小委員会を必要に応じて随時開催する。

◇平成30年度会費の額及び納入方法等(案)

1. 会費の額並びに納入方法は、次のとおり。

＜会費の額＞

- ①貨物自動車運送事業者

▽平等割（1 会員 1 ヶ月当り）4,500 円

▽車両割（1 台 1 ヶ月当り）

【普通車（4 トン以上、けん引車を含む）及び小型車（積載量 4 トン未満）】

▽30 台まで＝普通車 420 円・小型車 210 円

▽31 ～ 200 台＝普通車 410 円・小型車 200 円

▽201 ～ 500 台＝普通車 400 円・小型車 190 円

▽501 台以上＝普通車 390 円・小型車 180 円

【被けん引車】

▽30 台まで（ポールトレーラ以外 140 円・ポール

トレーラ 110 円）▽31 ～ 200 台（ポールト

レーラ以外 130 円・ポールトレーラ 100 円）▽

201 ～ 500 台（ポールトレーラ以外 120 円・ポ

ールトレーラ 90 円）▽501 台以上（ポールト

レーラ以外 110 円・ポールトレーラ 80 円）

②貨物運送取扱事業者（専業者に限る）

▽平等割（1 会員 1 ヶ月当り）4,500 円

▽取扱専業者割（1 会員 1 ヶ月当り）7,500 円

《納入方法》

協会発行の請求書により、4 半期ごとに納入。

2. 入会金の額並びに納入方法は、次のとおり。

《入会金の額》

新規加入者 1 者につき 50,000 円

《納入方法》

入会申込と同時に納入するものとする。

3. 会費請求額の修正を行う特別措置は、別紙「会費車両台数変更連絡票」により、所属支部あて F A X で連絡を頂いた会員事業者に限り、次により修正した会費請求書を発行するものとする。

①4 月～6 月中に会費車両台数の変更があり、7 月 10 日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した 2 期分（7 月分～9 月分）請求書を発行するものとする。

②10 月～12 月中に会費車両台数の変更があり、1 月 10 日までに所属支部あて連絡を頂いた場合に限り、修正した 4 期分（1 月分～3 月分）請求書を発行するものとする。

注 1. 1 期分（4 月分～6 月分）請求書は、従来通り、3 月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

注 2. 3 期分（10 月分～12 月分）請求書は、従来通り、9 月末現在運輸支局に登録された実在車両数に基づき発行するものとする。

◇平成 30 年度各会計予算(案)

○他 1 会員関連事業（会員厚生事業）及び法人会計収支予算書

《Ⅰ 事業活動収支の部》

1. 事業活動収入

①特定資産運用収入＝10 千円 ②会費収入＝471,000 千円 ③入会金収入＝0 円 ④受講料収入＝0 円 ⑤受託料収入＝31,910 千円 ⑥雑収入＝120 千円 ⑦出向者受入収入＝39,000 千円 ⑧他会計退職給付負担収入＝0 円 ⑨退職給付引当戻入収入 ▼事業活動収入計＝542,140 千円

2. 事業活動支出

①事業費支出＝434,770 千円 ②管理費支出＝102,190 千円 ▼事業活動支出計＝536,960 千円
▽事業活動収支差額＝5,180 千円

《Ⅱ 投資活動収支の部》

1. 投資活動収入

①特定資産取崩収入＝4,200 千円 ▼投資活動収入計＝4,200 千円

2. 投資活動支出

①特定資産取得支出＝0 円 ②固定資産取得支出＝600 千円 ③他会計への繰出金支出＝60,000 千円 ▼投資等活動支出計＝606,000 千円
▽投資活動収支差額＝－56,400 千円

《Ⅲ 予備費支出＝225,780 千円》

▽当期収支差額＝－277,000 千円
▽前期繰越収支差額＝277,000 千円
▽次期繰越収支差額＝0 円

○平成 30 年度実施事業等（輸送の振興・安全・環境保全事業）収支予算書

《事業活動収支の部》

1. 事業活動収入

①交付金収入＝605,030 千円 ②(公社)全ト協助成金収入＝0 円 ③特定資産運用収入＝6,500 千円 ④雑収入＝10 千円 ▼事業活動収入計＝611,540 千円

2. 事業活動支出

①政令第 1 号 貨物の輸送の安全の確保に関する事業支出＝244,128 千円 ②政令第 2 号 サービスの改善および向上に関する事業支出＝11,390 千円 ③政令第 3 号 環境の保全に関する事業支出＝125,211 千円 ④政令第 4 号 適正化に関する事業支出＝170,340 千円 ⑤政令第 6 号 震災等災害時物資輸送体制整備に関する事業支出＝20,941 千円 ⑥政令第 8 号 中央出捐金支出＝148,837 千円 ⑦政令第 1 ～ 7 号 共通事業支出＝117,500 千円

⑧利子補給事業支出 = 118,092 千円 ▼事業活動
支出計 = 956,439 千円 ▽事業活動収支差額 =
- 344,899 千円

《投資等活動収支の部》

1. 投資活動収入

①特定資産取崩収入 = 275,617 千円 ②他会計から
の繰入額 = 60,000 千円 ▼投資等活動収入計 =
335,617 千円 ▽投資等活動収支差額 = 335,617 千
円 ▽当期収支差額 = - 9,282 千円 ▽前期繰越収
支差額 = 9,282 千円 ▽時期繰越収支差額 = 0 円

○他 1 会員関連事業（信用保証）収支予算書

《事業活動収支の部》

1. 事業活動収入

①基本財産運用収入 = 1,200 千円 ②特定資産運
用収入 = 60 千円 ③事業収入 = 3,628 千円 ▽損
害金収入 = 250 千円 ▽代位弁済回収金収入 =
5,077 千円 ④雑収入 ▽受取利息収入 = 5 千円 ▽
雑収入 = 5 千円 ⑤退職給付引当金戻入収入 =
30 ▼事業活動収入計 = 10,255 千円

2. 事業活動支出

①事業費支出 = 22,544 千円 ▼事業活動支出計 =
22,544 千円 ▽事業活動収支差額 = - 12,289 千円

《投資活動収支の部》

1. 投資活動収入

①長期定期預金取崩収入 = 10,000 千円 ▼投資活
動収入計 = 10,000 千円

2. 投資活動支出

①自己保有出捐金取得支出 = 10,000 千円 ▼投資
活動支出計 = 10,000 千円 ▽投資活動収支差額 =
0 円

《予備費支出 = 22,711 千円》

▽当期収支差額 = - 35,000 千円 ▽前期繰越収支
差額 = 35,000 千円 ▽次期繰越収支差額 = 0 円

○他 2. 収益事業（総合会館運営事業）収支予算書

《事業活動収支の部》

1. 事業活動収入 = 100,297 千円 2. 事業活動支出
= 93,740 千円 ▽事業活動収支差額 = 6,557 千円

《投資活動収支の部》

1. 投資等活動収入 = 0 円 2. 投資等活動支出 =
12,350 千円 ▽投資等活動収支差額 = - 12,350 千
円

《予備費支出 = 4,207 千円》

▽当期収支差額 = - 10,000 千円 ▽前期繰越収支
差額 = 10,000 千円 ▽次期繰越収支差額 = 0 円

○他 2. 収益事業（地区 S C）収支予算

《事業活動収支の部》

1. 事業活動収入 = 12,534 千円 2. 事業活動支出
= 12,570 千円 ▽事業活動収支差額 = - 36 千円

《投資活動収支の部》

1. 投資活動収入 = 2,000 千円 2. 投資活動支出
= 2,500 千円 ▽投資活動収支差額 = - 500 千円

《予備費支出 = 2,008 千円》

▽当期収支差額 = - 2,544 千円 ▽前期繰越収支
差額 = 2,544 千円 ▽次期繰越収支差額 = 0 円

◇近代化基金の一部取り崩し(案)

▼取崩額 = 212,300,000 円

＜取崩額内訳＞

①平成 29 年度交付金事業負担 = - 110,000 千円

②平成 30 年度利子補給充当額 = - 102,300 千円

▼取崩し理由

①交付金事業費（実施事業等（輸送の振興・安全・
環境保全事業））の自社負担額に充当するため。

②基金運用収入の減少に伴い、一般融資・ポス
ト新長期融資等の近代化基金融資に係る平成 30
年度利子補給事業に充当するため。

▼取崩期日 ①平成 29 年度中 ②平成 30 年度中

◇任期満了に伴う役員の改選(案)について

①役員（候補者）の選考方法

②各支部選出理事数の配分

③役員改選の手続き（委員推薦期限、日程）

◇淡輪センターの売却処分について

①売却先 亜細亜教育・投資株式会社

②売却金額 30,000,000 円（税込）

③土地境界確認立会い 平成 30 年 2 月 2 日、6 日

④売買契約 平成 30 年 2 月 9 日締結

⑤土地境界確定 平成 30 年 3 月中旬

⑥残金支払期日、所有権移転登記期日、物件
引渡し期日 平成 30 年 3 月 29 日（残金
27,000,000 円）

◇役員の辞任について

・役 職 理事

・役員名 水信一男（中越運送株式会社）

・辞任日 平成 29 年 12 月 20 日

当日、この理事会に先立って開催された会議関
係は、

第 298 回 常任理事会

<議題>

- (1) 会員の入・退会承認について
- (2) 第 208 回理事会への提出議案について
- (3) その他

◇会員の入・退会承認

新規会員計 24 社の入会と退会 16 社について報告が行われ承認された。

第 89 回 適正化事業実行運営委員会

<議題>

- (1) 平成 30 年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画(案)について
- (2) 平成 30 年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 収支予算(案)について
- (3) その他

◇平成 30 年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 事業計画(案)

※詳細は第 208 回理事会の記事をご参照下さい。

◇平成 30 年度大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関 収支予算(案)

《収入の部》

①受入収入 = 148,957 千円 ②適正化事業助成費
受入収入 = 21,383 千円 ▼合計 = 170,340 千円

《支出の部》

○政令第 4 号 適正化に関する事業 ①安全運行パトロール費 = 136,000 千円 ②輸送サービスセンター運営費 = 23,040 千円 ③啓発広報活動事業費 = 2,300 千円 ④輸送秩序確立運動費 = 9,000 千円

○政令第 2 号 サービスの改善及び向上に関する事業 ①荷主懇談会費 = 0 円 ▼合計 = 170,340 千円

第 138 回 信用保証実行運営委員会

<議題>

- (1) 債務保証の承認(書面表決)報告について
- (2) 平成 30 年度信用保証事業計画(案)および平成 30 年度信用保証事業会計収支予算(案)について
- (3) その他

◇債務保証の承認(書面表決)報告

▼申込期間 = 平成 29 年 11 月 28 日～平成 30 年 1 月 25 日 件数 = 2 件 ▼金額合計 = 11,800 千円

◇平成 30 年度信用保証事業計画(案)

※詳細は第 208 回理事会の記事をご参照下さい。

◇平成 30 年度信用保証事業特別会計収支予算(案)

※詳細は第 208 回理事会の記事をご参照下さい。

第 88 回 総務委員会

川端英治 委員長



◇日時 = 平成 30 年 3 月 6 日 (火)

◇場所 = 大ト協研修センター・201 号室

◇議案

- (1) 平成 30 年度事業計画(案)について
- (2) 平成 30 年度会費の額および納入方法(案)について
- (3) 平成 30 年度各会計収支予算(案)について
- (4) 近代化基金の一部取り崩し(案)について
- (5) 淡輪センターの売却処分について
- (6) その他

※内容については本号の第 208 回理事会の記事をご参照下さい。

平成 29 年度

第 2 回目の緊急救援物資輸送訓練実施

南海トラフ巨大地震を想定し、 搬送ルートなどを詳細に検証！

大阪府トラック協会は 3 月 15 日、大阪府の中部および南部広域防災拠点での緊急輸送訓練を実施した。

本年度第 2 回目となる今回の訓練は、紀伊水道沖を震源とするマグニチュード 9.1 の南海トラフ巨大地震の発生と、大阪府の要請により 1 次拠点である広域防災拠点から、2 次拠点となる各市町村の緊急物資集積所への緊急救援物資輸送を想定したもので、訓練の主眼は各集積所までのルートやトラックの搬入路、回転スペースの確認に置かれた。

国の指針では、災害発生後 3 日間は被災府県での備蓄等により食糧、水、衛生品等を確保することとなっているが、大阪府と各市町村ではこの 3 日分を 1：1 で確保することが決められている。そ

のため、大阪府では各市町村に対し緊急救援物資を可能な限り早く確実に輸送する必要がある。また、大阪府では緊急物資の換算は 10 t 車を基本にしているが、各集積所の実態は 10 t 車では対応できない場合も考えられるため、今回の訓練では中部、南部ともに 4 t 車で実施。大阪府の担当者も緊急車両で伴走、協会職員、ドライバーの三者で、各集積所に確実に緊急救援物資を届けられるよう詳細な確認作業を行なった。なお、今回確認を行なったルートと訓練参加事業者は別記のとおり。

また、訓練の翌 16 日には、大阪府危機管理室で行われた検証会議にも出席、来年度は今回の訓練の次の段階、2 次拠点である各集積所から実際に避難者の待つ避難所までの、いわゆるラストワンマイル輸送についての検討を行なうこととなった。

< 今回の訓練ルート >

「中部外環状線ルート」

- ・大阪府中部広域防災拠点
- ↓
- ・柏原市物資集積所（柏原市立柏原中学校）
- ↓
- ・東大阪市物資集積所
（東大阪市立花園ラグビー場）
- ↓
- ・八尾市物資集積所（八尾市立総合体育館）

[参加事業者] 池辺運送(株)（泉州支部）

「国道 26 号南ルート」

- ・大阪府南部広域防災拠点
- ↓
- ・泉南市物資集積所（泉南市立市民体育館）
- ↓
- ・阪南市物資集積所（阪南市立総合体育館）
- ↓
- ・岬町物資集積所（岬町役場）

[参加事業者] 大和物流(株)（泉州支部）



大阪府の緊急車両とともに中部防災拠点を
を出発



緊急輸送車両の停車位置の高さや幅についても
実測を行なう

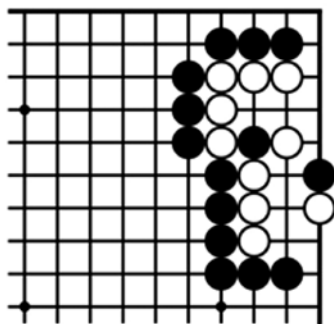


各集積所では市町村の担当者も交えて搬入
路等を検証



確実な緊急輸送のためにルートを実走

【問題】



【ヒント】黒先 初手が急
所です。

詰碁新題

【問題】



持ちゴマ 金桂
【ヒント】小ゴマで味付け。

詰碁新題

第7回「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会開催」

大阪府における平成29年度パイロット事業の実施結果を報告！

3月19日、中央区のプリムローズ大阪で第7回目となる「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会」が開催され、当協会からも委員として、辻 卓史会長、中原 毅副会長が出席した。

安部誠治座長（関西大学教授）により議事が進行された協議会では、平成29年度パイロット事業の実施結果報告として、前回会議で候補とされたスーパー3店舗から大阪府内の店舗1店を着荷主として選定、同店における問題点の検証と、改善に向けた実証実験の結果について説明が行われた。

特に今回の事例では、作業の効率化だけでなく作業員の安全性にも係わる問題が認められたため、マテハン機器※を活用した実証実験を実施、その結果をもとに議論を重ね、今後の改善に向けた取り組みについても報告が行われた。

※マテハン＝マテリアル・ハンドリング（機械による運搬を指す）

また、30年度の取り組みについては、大阪府でのコンサルティング事業の実施ではこれまで行ってきたパイロット事業の深堀等が困難であるため、荷主団体より相談のあった紙・パルプを荷種とした新たな集団を選定して行なうことに加え、運送約款の改正に伴う申請の伸び悩みと、旧運送約款の使用率が全国平均でも25%を占めていることを踏まえ、料金収受状況の実態調査を行なうことが確認された。



運輸安全マネジメント 「国土交通省認定セミナー」を開催

大阪府トラック協会では、3月15日、16日の2日間に大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて運輸安全マネジメント「国土交通省認定セミナー」を開催し、会員事業者等から約182名が参加した。

この認定セミナーは、安全性評価事業（Gマーク認定）の評価項目である「Ⅲ.安全性に対する取組の積極性」「5.外部の研修会へ派遣している」の判定基準の対象となるため、中小規模事業者を主な対象として取組事例を交えた安全管理の取組み

について解説を行なうものである。

セミナーでは、当協会より委託を受けた公益財団法人関西交通経済研究センターの中嶋仁司首席研究員、田岡哲哉主任研究員から講義が行なわれた。



求職者向け業界研究セミナーを開催

大阪府は、3月16日に中央区のエル・おおさか内にあるOSAKAしごとフィールド・セミナールームにおいて「求職者向け業界研究セミナー（運輸業界の魅力的な企業たち）」を開催した。

このセミナーは、就職活動中の方を対象に、大阪府トラック協会が「Gマーク」認定の魅力的な企業や、知ってるようで知らないトラックドライバーの仕事を詳しく紹介し、具体的な事例として企業からの運輸業界について説明の中で知識を学び就職先の1つの候補として考えてもらえるよう、運輸業界のイメージアップを図ることが目的である。

セミナーでは、当協会の滝口敬介専務理事が講師となり「Gマークを中心とした運輸業界の安全対策」についてDVD放映を交えながら講演が行

なわれた。

このあと、当協会員の株式会社エー・アイ・コーポレーションより自社の業務内容、採用情報などの説明、求職者からの質問コーナーなど行なわれた。



大阪府トラック協会青年部会が 交通遺児のために支援金を寄贈

大阪府トラック協会青年部会はこの度、交通事故防止と交通災害遺族の支援に取り組む公益財団法人大阪交通災害遺族会に対し、支援金（154,903円）を寄贈した。

同部会では毎年、大阪府トラック協会が開催する「トラックの日」行事に実働部隊として協力し、会場で行なう募金活動やフリーマーケット等での収益金の一部を協会と共同で交通遺児や災害支援に取り組む団体に寄贈してきた。本年度は残念ながら荒天により同行事は中止となったが、多くの企業等から協賛金が寄せられていたため、広報委員会ではそれを有意義に活用すべく、昨年12月に住之江区のインテックス大阪で開催された「大阪モーターショー」においてトラックの展示とともに抽選会やトラックの試乗などを実施。同部会はそこでも実働部隊として積極的に協力した。

この「大阪モーターショー」会場での募金や協賛金の残金の寄贈先選定を広報委員会より委ねられた同部会では、「生活と暮らしに欠かせない社会インフラである公道を利用するわれわれ運送事

業者だからこそ、少しでも交通遺児の力になりたい」との理由から公益財団法人大阪交通災害遺族会への寄贈を決定、部会自身の募金を加えて今回の支援金贈呈となった。



贈呈式は3月9日、大阪府トラック総合会館を訪れた公益財団法人大阪交通災害遺族会の丹羽正子理事長と塩見高弘事務局長に、玉置三平広報副委員長（トラックの日行事検討プロジェクトチーム座長）と谷 峰範青年部会長から「交通遺児支援にお役立ていただきたい」との言葉とともに目録が手渡された。

グリーン・エコプロジェクト ステップアップセミナーを開催

大阪府トラック協会では各企業のエコドライブ等の活動を継続的に実践する仕組みを提供し、燃料価格の上昇、安全対策、環境対策、コンプライアンスの確保などの課題へ能動的に取り組めるよう支援することを目的としたグリーン・エコプロジェクト事業を平成25年度より実施している。

このプロジェクト事業の参加事業者を対象に、3月6日、7日の2日間、大阪府トラック協会研修センターにおいて管理者育成と社内教育体制の構築支援を目的としたグリーン・エコプロジェクトステップアップセミナーを開催し、4事業者5名が参加した。



(一社) 大阪府トラック協会 助成事業 「グリーン・エコプロジェクト」概要

■プロジェクトの目的

管理者育成を目的とします
社内教育体制の構築を支援します

■参加事業者による取り組み

- ① 車両ごとに燃費記録用紙を記入
- ② 管理者は活動の基盤となるステップアップセミナー（2ヶ月に1回・全5回のセミナー）に参加
- ③ ステップアップセミナーを修了後、より活動を推進するための継続セミナーに進みます

※セミナーにて、社内教育用資料を提供します

■参加のメリット

- ・ドライバーのやる気を高めます
- ・ドライブレコーダー、デジタコの有効的な活用方法をお伝えします
- ・事故防止のための効果的な方法をお伝えします
- ・管理者に社内教育・指導法をお伝えします

※（公財）交通エコロジー・モビリティ財団主催の、「グリーン経営認証制度」の取得に向けた環境整備の一環としても効果的です

※ 大阪府助成対象事業のため、ステップアップセミナーに無料でご参加いただけます
継続セミナーは、事業者様に一部料金をご負担いただくこととなります

※ 府内の事業所、及び府内ナンバーの車両が対象となります

◆後援：近畿運輸局、大阪府、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団、（公社）全日本トラック協会



活動ポスター

お問合せ先 ◆交通・環境部 Tel：06-6965-4033

◆グリーン・エコプロジェクト事務局（業務提携先：㈱アスア）
Tel：0120-415-510 担当：後藤・鈴木・峰



セミナー風景



セミナー提供資料

国内政治は森友学園を巡る公文書偽造書き換え問題で揺れ、緊張感が高まっており、安倍総理が「働き方改革国会」と名付けた通常国会は先行き不透明となり、「働き方改革法案」や「ＩＲ・カジノ法案」がどうなるのか全く見通せなくなっています。

また、国際政治も北朝鮮問題が急展開していますが、米国と北朝鮮の対話によりどういう結末になるのか決して予断を許さない状況です。

なお、日本政府が主催する 2025 年の国際万博の大阪への誘致につきましては、先週、ＢＩＥ事務局の大阪現地視察が好印象の中で無事終了したと報じられています。私は 2 月 26 日、物流ニッポン社の企画により、大阪府知事室におきまして、松井知事、大阪商工会議所・尾崎会頭と 1 時間、鼎談（3 人による対談）の機会を持ちました。テーマは大阪への万博誘致でしたが、席上、トラック業界の果たしている役割、並びに万博候補地決定後の港湾地区の道路の渋滞対策につきましても問題点を提起しておきました。近々、記事として発刊されると聞いております。地元自治体とは、日常生活においても災害発生時においても、府民・市民の安全・安心を守るという「社会的使命」を全うする観点から、今後とも意思疎通を深めていく所存です。

一方、国内景気は世界経済の好調と政府の経済財政政策により、今後とも緩やかに上昇していくことが期待されています。そういった中でトラック輸送業界でも貨物量の増加とドライバー不足により車両スペースの需給がタイト化し、適正運賃収受への動きが見られることは誠に喜ばしいことです。しかしこういった時こそ、私たちは業界が抱える諸問題に真っ正面から取り組まねばならないと思います。

なお、業界の正確な景況判断は日常の仕事を進める上で極めて大事です。これは自分自身の健康状態を常に把握しておくことが健康的な生活を送れるのと同じ事です。こういった観点から会員各位には昨年から実施しています四半期ごとの景況調査に、今後とも是非ご協力をお願いします。一社でも多く応じていただくことが精度を高めることとなりますのでよろしくお願いします。

さて、労働力不足は一段と深刻化しており、今や地域間・業種間・企業間で人材争奪戦の様相が見られます。その上、トラック業界では労働抑制等コンプライアンスが厳しくなっていることから、ドライバー不足を加速させています。1 月のドライバーの有効求人倍率は 3.03 と高水準でした。また、トラック輸送業界は若手ドライバーの不足と高齢化が同時進行しております。「3 K 職業」というイメージが強く、若い人が参入してこないことが挙げられます。このまま現状を放置すれば、将来、事業の拡大どころか継続さえ危ぶまれる事態に陥ることが懸念されます。

従って、私たちは何としても今後若い人たちや女性にとって魅力があり働きがいがある、そして高齢者にとっても働きやすい職場環境・労働条件に改善していく必要があります。そのためには原資となる「適正運賃・料金」の収受が不可欠であります。

行政サイドでもトラック輸送業界の厳しい現状に鑑み、人材確保への支援を始め様々な施策を講じていただいております。その最大のものが昨年 1 月 4 日に施行された「標準貨物自動車運送約款」並びに「標準貨物利用運送約款」です。これにより長年「悪しき慣習」というか、曖昧であった「運賃と料金の仕分け」が明確化されました。これは画期的なことです。ところが新運送約款に基づく運賃の届け出の最新数字は、大阪府の会員では 53% に達しましたが、全国では未だ 40% を下回っています。

今後トラック輸送事業者に求められることは、自ら、平素の仕事ぶりを通じて培った荷主との相互信頼関係に基づき、新運送約款への移行実現と「適正運賃・料金」収受に向け粘り強く頑張ることです。

一方荷主への周知に関して、先日の全ト協の会議で北海道トラック協会から、荷主の新運送約款への理解と協力を求めるため、トラック協会並びに事業者名ではなく、運輸局、経済産業局、労働局、公正取引委員会の 4 局連名で荷主宛てに文書を発出し、大きな効果があったことが報告されました。当協会においてもこれに習い、同じやり方で荷主に文書を送付することにしました。近々、送付する荷主の名簿作成等についてご協力をお願いすることになりますので、よろしくお願いします。

また、来週 19 日(月)には昨年 10 月 14 日以来の、「第 7 回トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪地方協議会」が開催されます。今回は平成 29 年度パイロット事業の実施結果と、平成 30 年度の大阪地方協議会の取り組みについて協議することになっています。

一方、高速道路の利用は輸送時間の短縮と安定性の確保により、ドライバーの労務負担の軽減、そして一般道における交通事故の削減や環境改善に大きな効果をもたらしていることから、トラック協会では従来より、高速道路料金についてはトラック輸送事業者に対し特別の配慮を政府に要望してまいりました。

その結果、平成 29 年度補正予算において、ETC 2.0 の利用者に対して最大 50% 割引を来年度末まで継続するため、105 億円を予算計上することが閣議決定されました。今後とも引き続き大口・多頻度割引の継続並びに更なる割引制度の拡充を要望するとともに、ETC 2.0 の導入促進事業にも積極的に取り組む所存でございます。

なお、トラック輸送業界は他にも、交通安全・事故防止対策、車両制限令違反者に対する高速道路料金の大口・多頻度割引停止措置等の見直し、労働基準法改正に伴う割り増し賃金や労働時間短縮対策、それに環境や災害対策など数多くの課題を抱えています。これら諸問題の解決に向け、今後とも全日本トラック協会と一体となり、最大の努力を続けて参る所存でございます。

最後に大阪では今年から 2025 年までイベントが盛りだくさんです（別添）。こういった賑わいは私たちの業界にも有形・無形の恩恵をもたらします。当協会としても積極的に参加していく所存ですので、会員各位におかれましてもよろしくお願い申し上げます。

大阪府からののお知らせ

自動車税納税通知書は5月1日(火)に発送します

納期限は **5月31日(木)** です



©2014

大阪府もずやん

自動車税コールセンター フ ゼ イ コール

0570-020156

受付時間 【平日 9:00～17:30 / オペレーターによる対応】
【上記以外の時間 / 自動音声案内による対応】
土・日曜日・祝日・年末年始は24時間自動音声案内で対応いたしております。

納税通知書の発送直後等は、一時的につながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。

※このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。

※お問合せの際には自動車の「登録番号」及び「車台番号（下4桁）」をご確認ください。

※一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021までお願いします。

○抹消登録(廃車)の手続きを行うまで自動車税は課税されます！

運輸支局等に登録されている自動車は、故障や検査有効期限が経過し、自動車を使用していない場合でも、自動車税の課税対象となります。自動車を使用しない場合は、速やかに自動車の抹消登録（廃車）の手続きをしてください。

○自動車税は金融機関等で納付することができます！

自動車税は、金融機関・大阪府内の郵便局・コンビニエンスストア等・府税事務所等で納付できます。また、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでの納付もできます。さらに、府が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）のATMやインターネットバンキングを利用して納付できます。ご利用にあたっての注意点については、府税のホームページ「府税あらかると」をご覧ください。

○自動車税の徴収の取組みを強化しています！

府税が滞納になりますと、督促状を発送するなど納付の催告を行いますが、それでもなお完納されないときは、大切な府税を確保するため、また、納期限までに納付された方との公平性を保つため、法律の規定により、財産の差押えを行うこととなります。

なお、府税を納期限までに完納されない場合は、その税額に対して、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、法律の規定により一定の割合で延滞金がかかります。

平成 30 年度第 1 回

公 示

運行管理者試験 貨物

1. 試 験 日

平成 30 年 8 月 26 日 (日)

2. 試 験 地

(1) 全国 47 都道府県で実施します。

(2) 試験会場は、8 月 8 日 (水) 発送予定の受験通知書でお知らせします。

3. 受験資格

(1) 試験日の前日において、自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し、1 年以上の実務の経験を有する方

(2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成 7 年 4 月 1 日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了 (受講予定の方は、試験日の前日までに修了) した方

4. 受験手続

(1) 申請用紙 (受験申請書) は、各都道府県トラック協会及び (公財) 運行管理者試験センターで頒布 (販売) します。
頒布期間は、平成 30 年 5 月 18 日 (金)～6 月 8 日 (金) (土・日・祝祭日を除く) です。

(2) 申請の方法及び期間

① 書面申請【申請期間：平成 30 年 5 月 18 日 (金)～6 月 8 日 (金)】
受験申請書に必要事項を記入し、所定の証明書類等を添付して運行管理者試験センター試験事務センターへ郵送 (簡易書留) して下さい。
※土・日祝祭日は、郵便局によっては取扱いをしておりませんのでご注意ください。

② インターネット申請【申請期間：平成 30 年 5 月 18 日 (金)～6 月 19 日 (火)】
(携帯電話、スマートフォンからの申込みはできません)
(公財) 運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。

③ おまかせ申請【申請期間：平成 30 年 4 月 16 日 (月)～6 月 14 日 (木)】
「おまかせ申請書」に必要事項を記入し、所定の証明書類等を添付しておまかせ申請デスクへ郵送して下さい。

(3) 受験手数料は、6,000 円 (非課税) です。

5. 合格基準

試験の合格基準は、次の (1) 及び (2) の得点が必要です。

(1) 原則として、総得点が満点の 60 % (30 問中 18 問) 以上であること。

(2) 次表の出題分野 (①～⑤) ごとに必要な正解数を満たしていること。

出 題 分 野		必要な正解数
① 貨物自動車運送事業法関係	② 道路運送車両法関係	各 1 問以上
③ 道路交通法関係	④ 労働基準法関係	
⑤ その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2 問以上

6. 試験結果の発表

(1) 試験日より 1 カ月以内。

(2) 試験結果通知書を受験者に郵送します。

—— 国土交通大臣指定試験機関 ——

NECO

公益財団法人
運行管理者試験センター

〒105-0012 東京都港区芝大門 1 丁目 16 番地 3 号 芝大門 116 ビル 7 F TEL 03-6803-4323

ホームページ <http://www.unkan.or.jp/> 携帯電話版 <http://www.unkan.or.jp/mobile/>

お問い合わせ先 運行管理者試験センター 試験事務センター TEL 04-7170-7077



（掲出期間 平成 30 年 4 月 5 日～平成 30 年 9 月下旬まで）

自動車事故対策機構からのお知らせ

【平成30年度】 運行管理者等『基礎講習』開催のご案内

平素は自動車事故対策機構の業務運営にご協力を賜り誠にありがとうございます。
平成30年度の運行管理者等 基礎講習は以下の内容にて行います。受講ご希望の方は
案内を御一読のうえお申込み頂きますようお願い致します。

●予約方法（お申込み方法）

講習のご予約はインターネットにて受けつけております。
パソコン・スマートフォンより当機構ホームページ、又は
右のQRコードよりご予約下さい。



ナスバ 講習予約

検索



●予約開始日（受付開始日）

第1回～第4回

平成30年 4月20日（金）0：00～ 予約受付開始
※ネット以外は 4月21日（土）～予約受付開始

第5回～第8回

平成30年10月 1日（月）0：00～ 予約受付開始
※ネット以外は10月 2日（火）～予約受付開始

業態	回	開催年月日	会場
貨物	1	平成30年 6月 6日(水) ～ 8日(金)	大阪府 社会福社会館
	2	平成30年 6月12日(火) ～14日(木)	
	3	平成30年 7月 3日(火) ～ 5日(木)	
	4	平成30年 7月25日(水) ～27日(金)	
	5	平成30年12月 5日(水) ～ 7日(金)	
	6	平成31年 1月 9日(水) ～11日(金)	
	7	平成31年 1月16日(水) ～18日(金)	
	8	平成31年 2月 6日(水) ～ 8日(金)	

●受講料

お1人様：8,700円（消費税・テキスト代を含む）

※講習開催初日 受付時に現金でお支払いただきます。

つり銭のないようご協力をお願いします。

一旦納付された受講料の返金は出来ません。

●注意事項

- ◆各回とも会場定員に達した時点で受付を締め切らせて頂きます。
- ◆予約のキャンセル待ちは行っておりません。
- ◆受講が出来なくなった場合は、必ずキャンセルを行って下さい。
- ◆講師や他の受講者にご迷惑となる様な行為・講習の進行を妨げるような行為をされ適正な講習が開催できないと判断した場合、受講を辞退していただく場合がございます。ご理解のうえ申込をお願いします。
- ◆3日間全ての講義を受講いただいて修了となります。
- ◆講習の最後に修了試験を実施します。
- ◆1日目の受付開始時刻は9時15分からです。
受付時には、下記のものをご用意ください。
 - ①予約確認書（ネットでの予約時の最後に印刷していただくものです）
 - ②顔写真1枚（タテ3.0センチ×ヨコ2.4センチ）又は指導講習手帳
 - ③受講料8,700円（お支払方法は現金のみです。）
- ◆1日目の開講時刻は10時00分からです。
- ◆2日目・3日目の開講時刻は9時30分からです。
- ◆全日、交通障害以外の遅刻は認めません。（遅延証明をお持ち下さい）
- ◆当日朝7時時点で「特別警報」発令の時は3日間の当該講習日のみを延期します。
（後日代替日をご案内します）

※運行管理者試験の受験を希望される方は、基礎講習の申込みとは別に「運行管理者試験センター」への受験申請手続きが必要です。

◎インターネット環境が未整備で講習受講を希望される場合は、郵送でのご予約となりますので、まずは、下記問合せ先までご連絡頂きますようお願い致します。

●お問い合わせ先

独立行政法人
自動車事故対策機構 大阪主管支所
「指導講習担当」まで
TEL 06-6942-2804

【平成30年度】 運行管理者等『一般講習』開催のご案内

平素は自動車事故対策機構の業務運営にご協力を賜り誠にありがとうございます。
平成30年度の運行管理者等 一般講習は以下の内容にて行います。受講ご希望の方は
案内を御一読のうえお申込み頂きますようお願い致します。

●予約方法（お申込み方法）

講習のご予約はインターネットにて受けつけております。
パソコン・スマートフォンより当機構ホームページ、又は
右のQRコードよりご予約下さい。



ナスバ 講習予約

検索



●予約開始日（受付開始日）

各回とも開催日の3か月前の同日より予約開始

例：8月8日（水）の予約開始日は 5月8日（火）

業態	開催月	開催日	会場
貨物	8月	8日（水）・9日（木）	大阪府社会福祉会館
		23日（木）	天満研修センター
	9月	12日（水）・13日（木）	
		26日（水）・27日（木）	岸和田市立浪切ホール
	10月	2日（火）・3日（水）・5日（金） 17日（水）・18日（木） 24日（水）・25日（木）	大阪府社会福祉会館
	11月	7日（水）・8日（木）	岸和田市立浪切ホール
	2月	13日（水）・14日（木）	大阪府社会福祉会館
		21日（木）・22日（金）	

●受講料

お1人様：3,100円（消費税・テキスト代を含む）

※講習開催初日 受付時に現金でお支払いただきます。

つり銭のないようご協力をお願いします。

一旦納付された受講料の返金は出来ません。

●注意事項

- ◆各回とも会場定員に達した時点で受付を締め切らせて頂きます。
- ◆予約のキャンセル待ちは行っておりません。
- ◆受講が出来なくなった場合は、必ずキャンセルを行って下さい。
- ◆講師や他の受講者にご迷惑となる様な行為、講習の進行を妨げるような行為をされ、適正な講習が開催できないと判断した場合、受講を辞退していただく場合がございます。ご理解のうえ申込をお願いします。
- ◆全ての講義を受講いただいて修了となります。
- ◆講習の最後に修了試問を実施します。
- ◆受付開始時刻は9時15分からです。（開講時刻は10時からです。）
受付時には、下記のものをご用意ください。
 - ①予約確認書（ネットでの予約時の最後に印刷していただくものです）
 - ②指導講習手帳
 - ※手帳をお持ちでない方（新規、再交付又は、満欄の方）は、顔写真1枚（タテ3.0センチ×ヨコ2.4センチ）をご用意ください。
 - ※再交付の場合は別途300円の料金が必要です。
 - ③受講料3,100円（お支払方法は現金のみです。）
- ◆交通障害以外の遅刻は認めません。（遅延証明をお持ち下さい）
- ◆当日朝7時時点で「特別警報」発令の時は開催を延期します。
（後日代替日をご案内します）

◎インターネット環境が未整備で講習受講を希望される場合は、郵送でのご予約となりますので、まずは、下記問合せ先までご連絡頂きますようお願い致します。

●お問い合わせ先

独立行政法人
自動車事故対策機構 大阪主管支所
「指導講習担当」まで
Tel 06-6942-2804

運行管理者試験の申請サービスのお知らせ



時間がない方にオススメ 『おまかせ申請サービス』

おまかせ申請サービスとは・・・

早い
長い

- 書面申請の受付開始よりも1ヶ月早く、しかも、締切日より1週間長く受験申請ができます。

安心

- あなたはデスクにおまかせ申請書等を郵送するだけ
あとは私どもが電子申請手続きを行います。

便利

- 申請費用の支払いは、ご希望のコンビニでできます。
(申請費用の内訳は、裏面を参照)



申請期間 平成30年4月16日(月)～6月14日(木) (当日消印有効)

おまかせ申請サービスの流れ



安心して便利に運行管理者試験の受験申請ができる **『おまかせ申請サービス』**をぜひご利用ください

いつの試験？

平成 30 年度 第 1 回運行管理者試験
 (試験日：平成 30 年 8 月 26 日 (日))

申請期間は？

平成 30 年 4 月 16 日～6 月 14 日 (当日消印有効)

何をしてくるの？

試験申請受付期間内において、申請書をおまかせ申請デスク（運行管理者試験センター内）に送付すると、電子申請による試験申請の申込みを行います。
 あなたは、後日、コンビニで受験手数料等を払い込むだけです。

添付書類は？

- ①証明用写真
6 ヶ月以内に撮影されたもので白黒又はカラーのどちらか 1 枚
- ②受験者を証明する書面
自動車運転免許証 (写)、住民票 (写) (マイナンバーの記載がないもの)、マイナンバーカード (写) (マイナンバーの記載がない表面のみ) のどれか 1 つを提出
- ③受験資格を証明する書面
基礎講習修了証 (写) 等又は実務経験証明書 (1 年以上の実務の経験)

申請費用は？
(一人当たり)

- 受験手数料 6,000 円 (非課税)
- おまかせ申請に係る費用 2,000 円 (税込)
- システム利用料 648 円 (税込)
- 採点結果通知を希望される方は、採点結果通知手数料 216 円 (税込) が別途必要です。

受付完了の
お知らせは？

- ・「おまかせ申請書」の受付を完了したときには、申請の受付完了と入金案内等の通知書を郵送します。
- ・コンビニでの受験手数料等の支払期限は、平成 30 年 7 月 11 日 (水) 午後 11 時 59 分 (厳守) 期限を超えると受験することができません。

- おまかせ申請書を入手する方法は、次の 4 つから選択して下さい。ただし、おまかせ申請デスクへの①～③の請求期限は、**6 月 11 日 (月) 17 時 00 分**までです。
- ①スマートフォン等からの申込方法：運行管理者試験センターで検索し、ホームページからサイトに入ることができます。
 - ②電話による申込み方法：おまかせ申請デスク (03-6803-4327) へお問合せ下さい。(9:00～17:00)
 - ③FAX 送信による申込み方法：下記の送付申込書をご送付下さい。
 - ④トラック協会、バス協会、ハイヤー・タクシー協会等の窓口で直接入手する方法：事前に各協会等へお問合せ下さい。

以下の申込書に記載の上、**03-6803-4328** に FAX して下さい。

「おまかせ申請書」の送付申込書

【自宅宛に送付を希望する場合】

1. 送付部数 _____ 部
 2. 送付先
お名前 (フリガナ) _____

電話番号 _____
(日中連絡可能な電話番号を記載して下さい。)
 3. ご住所 〒 _____

- ※マンション名、アパート等の名称及び部屋番号まで記載して下さい。

【会社宛に送付を希望する場合】

1. 送付部数 _____ 部
 2. 送付先
ご担当者のお名前 (フリガナ) _____
会社名 _____
電話番号 _____
 3. 会社住所 〒 _____

- ※ビル名等の名称、階数まで記載して下さい。

おまかせ
申請
依頼先

おまかせ申請デスク ((公財) 運行管理者試験センター内)
 〒 105-0012 東京都港区芝大門 1 丁目 16 番地 3 号 芝大門 116 ビル 7F
TEL : 03-6803-4327 FAX : 03-6803-4328
 ホームページ : <http://www.unkan.or.jp/>



近畿運輸局関係人事異動

－平成30年4月1日付－
(当協会関係抜粋)



近畿運輸局＝局、

大阪・京都・滋賀・奈良・和歌山各支局＝大支局、
京支局、滋支局、奈支局、和支局、なにわ・和泉・
姫路各自動車検査登録事務所＝な事務所、和事
務所、姫事務所とそれぞれ略記。

() 内は旧職。敬称略。

▽**黒田唯雄**＝定年退職 [H30.3.31付] (大支局長)▽
福元稔＝大支局長(局観光部次長)▽**松尾武文**＝奈
支局長(局自動車交通部貨物課長)▽**平田克也**＝局
自動車交通部貨物課長(神戸運輸監理部兵庫陸運部
首席運輸企画専門官(上席自動車登録官) [登録])
▽**亀岡淳**＝神戸運輸監理部姫事務所首席運輸企画
専門官(上席自動車登録官・自動車検査官) [登録]
(局自動車監査指導部自動車監査官 [安全・監査])
▽**衣川直哉**＝局自動車監査指導部自動車監査官 [安
全・監査] (局海上安全環境部運行労務監理官(外
国船舶監督官))▽**藤本実**＝定年退職 [H30.3.31付]
(局自動車監査指導部長)▽**藤本和往**＝局自動車監
査指導部長(局自動車交通部次長)▽**後藤浩之**＝局
自動車交通部次長(局自動車交通部旅客第一課長)
▽**田内文雄**＝局自動車監査指導部首席自動車監査
官 [旅客] (大支局首席運輸企画専門官 [輸送])▽
後藤孝行＝大支局首席運輸企画専門官 [輸送] (和
支局首席運輸企画専門官 [企画調整])▽**中川均**＝
定年退職 [H30.3.31付] (局自動車監査指導部次長)
▽**楠原勇二**＝局自動車監査指導部次長(局自動車監
査指導部首席自動車監査官 [貨物])▽**福田貢規**＝
局自動車監査指導部首席自動車監査官 [貨物] (神
戸運輸監理部兵庫陸運部首席陸運技術専門官(上席
自動車検査官) [検査整備保安])▽**松田秀雄**＝定年
退職 [H30.3.31付] (局自動車技術安全部次長)▽
松崎義廣＝局自動車技術安全部次長(局自動車技術
安全部技術課長)▽**池田博美**＝局自動車技術安全部
技術課長(大支局首席陸運技術専門官(上席自動車

検査官) [検査整備保安])▽**田中康嗣**＝局自動車交
通部旅客第一課専門官(局自動車交通部貨物課専門
官)▽**名越正典**＝局自動車交通部貨物課専門官(大
支局運輸企画専門官(主任自動車登録官) [登録])
▽**杉本昌弘**＝局観光部次長(局交通政策部計画調整
官)▽**清水俊博**＝局交通政策部計画調整官(局交通
政策部消費者行政・情報課長)▽**村田全央**＝局総務
部人事課長補佐(局自動車交通部貨物課長補佐)▽
酒井敏一＝局自動車交通部貨物課長補佐(局自動車
監査指導部自動車監査官 [安全・監査])▽**藪本哲
也**＝局自動車監査指導部自動車監査官 [安全・監
査] (奈支局運輸企画専門官(上席自動車登録官) [登
録])▽**岩崎広明**＝奈支局運輸企画専門官 [ユーザ
ー行政] (大支局運輸企画専門官 [監査] (自動車監
査指導部併任 [平成30年3月31日まで]))▽**片山
裕也**＝大支局運輸企画専門官 [監査] (局海上安全
環境部運航労務監理官)▽**足利剛**＝局総務部総務課
長(局交通政策部環境・物流課長)▽**竹内秀気**＝局
交通政策部環境・物流課長(和支局首席運輸企画專
門官 [運航・船員])▽**橋本朋彦**＝和支局首席運輸
企画専門官 [運航・船員] (局交通政策部環境・物
流課長補佐)▽**渡邊卓**＝局交通政策部環境・物流課
長補佐(局海事振興部船舶産業課長補佐)▽**仲武志**
＝局海事振興部船員労政課専門官(局交通政策部環
境・物流課専門官)▽**山田宏**＝局交通政策部環境・
物流課専門官(京支局運輸企画専門官(主任自動車
登録官) [登録])▽**谷口義美**＝局鉄道部技術課長補
佐(局自動車技術安全部整備課専門官(自動車技術

安全部保安・環境課併任))▽**生島稔**＝局自動車技術安全部整備課専門官(自動車技術安全部保安・環境課併任)(和支局陸運技術専門官〔整備])▽**板垣博樹**＝国土交通省総合政策局国際政策課専門官(研究休職・一般社団法人海外運輸協力協会)(局自動車交通部貨物課専門官)▽**草野茂樹**＝局自動車交通部貨物課専門官(滋支局運輸企画専門官〔輸送])▽**宮下博考**＝〔出向〕[H30.3.31付辞職] 独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部検査課企画官(局自動車技術安全部整備課専門官)▽**小林寿至**＝局自動車技術安全部整備課専門官(大支局陸運技術専門官〔整備])▽**廣瀬敏隆**＝大支局陸運技術専門官〔整備〕(奈支局陸運技術専門官〔整備])▽**小東哲也**＝京支局陸運技術専門官〔ユーザー行政〕(大支局陸運技術専門官〔整備])▽**岡本直也**＝大支局主席陸運技術専門官付〔検査・整備〕(新規採用)▽**大江昇**＝〔出向〕[H30.3.31付辞職] 独立行政法人自動車技術総合機構兵庫事務所長(大支局陸運技術専門官(上席自動車検査官)〔検査・整備])▽**判治弘章**＝大支局陸運技術専門官(上席自動車検査官)〔検査・整備〕(京支局陸運技術専門官〔整備])▽**上埜有輝**＝〔出向〕[H30.3.31付辞職] 独立行政法人自動車技術総合機構和泉事務所(大支局首席運輸企画専門官付〔監査])▽**岡本強志**＝大支局首席運輸企画専門官付〔監査〕(新規採用)▽**西田誠**＝〔出向〕[H30.3.31付辞職] 自動車事故対策機構兵庫支所長(大支局首席運輸企画専門官〔監査(貨物)])▽**森本正司**＝大支局首席運輸企画専門官〔監査(貨物)〕(国土交通省自動車安全政策課安全監理室専門官)▽**小田秀人**＝国土交通省自動車安全政策課安全監理室専門官(局自動車監査指導部自動車監査官〔安全・監査])▽**白川祐一**＝局自動車監査指導部自動車監査官〔安全・監査〕(大支局な事務所陸運技術専門官(上席自動車検査官)〔検査])▽**桑原岳志**＝局自動車交通部旅客第二課専門官(大支局運輸企画専門官〔監査])▽**山本晃**＝大支局運輸企画専門官〔監査〕〔復帰〕自動車事故対策機構大阪主管支所アシスタントマネージャー)▽**平馬文博**＝神戸運輸監理部姫路海事事務所運輸企画専門官(外国船舶監督官)(局交通政策部環境・物流課物流振興係長)▽**中垣吉雄**＝局交通政策部環境・物流課物流振興係長(局交通政策部環境・物流課環境係長)▽**入江啓**

介＝局交通政策部環境・物流課環境係長(神戸運輸監理部総務企画部総務課総務係長)▽**米田尚篤**＝局総務部総務課総務係長(局自動車監査指導部自動車監査官〔監査])▽**亀井仁志**＝局自動車監査指導部自動車監査官〔監査〕(局総務部人事課人事第一係長)▽**谷口太涼**＝局自動車交通部旅客第一課企画係長(大支局運輸企画専門官〔貨物])▽**藤原弘暁**＝大支局運輸企画専門官〔貨物〕(京支局運輸企画専門官〔貨物])▽**宇都宮弘一**＝滋支局首席運輸企画専門官付〔企画輸送・監査〕(大支局首席運輸企画専門官付〔監査])▽**稲住直樹**＝大支局首席運輸企画専門官付〔監査〕(大支局首席運輸企画専門官付〔輸送])▽**山室航規**＝辞職 [H30.3.31付] (局自動車交通部貨物課)▽**田尾祐人**＝局自動車監査指導部首席自動車監査官付〔監査〕(自動車交通部貨物課併任)(局自動車監査指導部首席自動車監査官付〔監査])▽**西川友子**＝辞職 [H30.3.31付] (大支局首席運輸企画専門官付〔輸送])▽**伊藤麻衣**＝大支局首席運輸企画専門官付〔輸送〕(局総務部人事課)▽**野村康行**＝局総務部人事課人事第一係長(大支局運輸企画専門官〔監査])▽**信貴絵美子**＝大支局運輸企画専門官〔監査〕(和支局運輸企画専門官(自動車登録官)〔登録])▽**吉本悠一郎**＝〔出向〕[H30.3.31付辞職] 独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部管理課登録確認調査員(大支局首席運輸企画専門官付〔輸送])▽**林宏之**＝大支局首席運輸企画専門官付〔輸送〕〔復帰〕独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部管理課)▽**鈴木健**＝局観光部観光企画課専門官(観光部国際観光課、観光部観光地域振興課、自動車監査指導部併任)(局自動車監査指導部自動車監査官〔安全・監査])▽**岡村広正**＝局自動車監査指導部自動車監査官〔安全・監査〕(奈支局運輸企画専門官〔監査])▽**柳谷浩司**＝〔出向〕[H30.3.31付辞職] 独立行政法人自動車技術総合機構なにわ事務所上席自動車検査官(大支局陸運技術専門官〔整備])▽**柏原祐太**＝大支局首席陸運技術専門官付〔検査・整備〕(局自動車監査指導部首席自動車監査官付〔監査])▽**田中岳志**＝滋支局運輸企画専門官〔監査〕(大支局運輸企画専門官〔監査])▽**岡澤年城**＝大支局運輸企画専門官〔監査〕(大支局陸運技術専門官〔ユーザー行政])



ご活用ください。近畿共済の事故防止サービス

近畿共済は、事業者の皆さまの事故防止活動をサポートします。

(1) 安全運転講習会(個別)

社内で実施するドライバー対象の安全運転講習会等にご希望により講師として専任スタッフを派遣します。講習会では、運輸安全マネジメントを取り入れた実践的な指導講習を行います。

(土曜日・日曜日可。但し、年末・年始(12/28～1/5)とお盆時期(8/13～16)は休み。)



(2) 運転適性診断車

事業者の皆さまの申込みに応じて、事業所を訪問し、ドライバーの運転適性を診断します。ドライバーは、自己の運転適性を正しく認識でき、運行管理者はそれを日々の安全管理に役立てていただけます。検査の所要時間は1人約30分。1時間に6人程度が受診できますので、1日最大30名程度の受診が可能です。検査後、即時に得られた解析データを受検者に渡し、後日、受検証明書を事業主様にお送りします。



(月・金は休業。巡回時間(10時～16時)とさせていただきます。土曜日は特に混み合いますので、早い目の予約をお願いします。100V電源と診断車の駐車場所が必要です。)なお、この適性診断は、安全運転に役立てる一般適性診断であり、国土交通省令に基づく特定適性診断ではありません。

(3) アクセスチェッカー・ミニ(可搬型運転操作検査器)

この機器は、運転適性診断車の搭載機器を持ち運びできるようコンパクトにしたもので、事務所等に貸出し、ご利用いただけます。

ご利用の際は、当組合職員が搬入と回収を行い、設置から取扱いの説明まで行います。事務所においては、100V電源と設置機の配慮をお願いします。後日、受検証明書を事業主様にお送りします。



なお、上記サービスのご利用は当組合管内の契約組合員様に限らせていただきます。ご利用は無料ですが、事前の電話予約が必要となります。

上記以外に様々な事故防止の取組みをしております。詳細は、当組合のホームページをご覧ください。

お問合せ先 近畿交通共済協同組合事故防止サービス課 TEL 06-6965-2826 まで

近畿共済の自動車共済・自賠償共済をご利用ください。

ご契約のお問い合わせ・お申し込みは、契約サービス課 06-6965-2824まで

D.K 大貨健保のページ

健康保険被扶養者現況報告書のご提出

ありがとうございました

皆さまのご協力により、平成 29 年度の被扶養者現況確認が完了しました。

被扶養者現況確認は、家族の方が健康保険の被扶養者としての基準を満たしているかを確認するものです。

これはみなさまからお預かりした保険料を適正に使うためにも大変重要なものです。

今後ともご協力をお願いいたします。

被扶養者に該当しなくなったときには届出が必要です！

次のような場合など、健康保険の被扶養者に該当しなくなったときには、事業主を経由して「被扶養者(異動)届」に健康保険証を添付して提出してください。

就職した場合

就職先の健康保険に加入した場合、当健保に被扶養者抹消の届出をしないと、被扶養者のまま二重で健康保険に加入してしまうことになります。



この春就職するご家族はいませんか？

被扶養者の年間収入が 130 万円以上(※)になった場合

パート収入などが年間 130 万円以上になった場合は被扶養者に該当なくなります。

※60 歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は 180 万円。



年収が 130 万円を超えていませんか？

この他にも被扶養者に該当しなくなるケースは様々あります。

扶養の認定等についてご不明の点は業務係 ☎06-6965-4051 へお問い合わせください。

大貨特退共のページ

【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適

『給付表』

加入年数 \ 月額掛金	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会
電話 06-6965-2230
FAX 06-6965-2231

●委託保険会社（委託割合）
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]
日本生命保険相互会社(31.2%)
明治安田生命保険相互会社(4.5%)
委託保険会社は、各加入者の加入金額のうち、それぞれの委託割合（平成14年7月4日現在）による保険契約上の責任を負います。（委託会社および委託割合は変更されることがあります。）

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

健康診断のフォロー ちゃんとできていますか？

全協委託事業

定期健康診断の事後フォローによる 健康起因事故防止を目指した 『運輸ヘルスケアナビシステム』 平成30年度募集について

OCHISでは(公社)全日本トラック協会の業務委託を受け、定期健康診断の事後措置の徹底を図る支援の一環として、トラック事業者に特化した「運輸ヘルスケアナビシステム」を構築、健康起因事故に繋がしやすいハイリスク者の見える化と、システムに基づく予防対策の推進を図るサポートを実施することと致しました。
昨年度は、「運輸ヘルスケアナビシステム」のトライアル(実証実験)が行われ、今年度より本格始動します。ぜひ、ご参加ください。

❓ 運輸ヘルスケアナビシステム でできること

- ◆病院受診が必要な人、生活習慣改善の必要な人が一目で確認できます。
- ◆病院受診が必要な人・労災二次健診の必要な人の受診勧奨の印字ができます。
- ◆健康診断結果へSAS検査の結果反映できます。



健診データの
システム管理を
サポートします！

「運輸ヘルスケアナビシステム 実践的活用セミナー」 開催決定！

- 開催場所：大阪府トラック協会
- 日時：5月22日(火) 14:00～16:30
- 参加費：無料

＜開催内容＞ 1.運輸ヘルスケアナビシステムと健康管理について(実証実験結果より)
2.運輸ヘルスケアナビシステムの利用方法の実際 健診データのお預かり方法から活用
3.質疑応答
*セミナー終了後個別相談対応
※詳細は本誌別冊をご参照ください。



■FAXいただければ担当者よりご連絡させていただきます！ ➡ 06-6965-5261

貴社名：

ご担当者名：

TEL：

FAX：

メールアドレス：

(公社) 全日本トラック協会 運輸ヘルスケアナビシステム®受託機関・SAS対策事業指定機関
(一社) 大阪府トラック協会 SAS検査受託機関

NPO法人 ヘルスケアネットワーク (OCHIS)

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号 大阪府トラック総合会館3階

TEL: 06-6965-3666

FAX: 06-6965-5261

URL: <http://sas.ochis-net.jp>

E-mail: unyunavi@ochis-net.com

OCHIS

検索



不正軽油は犯罪です!!

不正軽油は悪質な脱税行為です。
環境汚染の原因にもなり、公正な市場競争を阻害します。

軽油引取税全国協議会・大阪府不正軽油防止対策協議会

○大阪府不正軽油防止対策協議会 事務局

・大阪府財務部 税務局徴税対策課 軽油諸税グループ 06-6210-9128

サプリで認知予防 & 健康長寿 「糖質ちょいオフダイエット」 ご飯、麺、パンなど10%減らす

生活習慣病と認知症の深い関係がはっきりしてきました。肥満、糖尿病、高血圧は最たるものです。生活習慣病の改善は認知症予防の近道であることは歴然としています。認知症の発症をなるべく先送りするには、肥満からの脱却が大前提です。糖尿病も高血圧も改善しますので、認知症を遠ざけることができるのです。

そこでお勧めは、糖質“ちょいオフ”ダイエット。ご飯、麺、パンなどの主食を「10%減らす」という簡単なものです。ご飯ならほんのちょっと少なめにしよう。すると意外にも1カ月に500グラムの減量ができてしまうのです。4カ月継続で2キロ減る、脂肪が取れてまいります。すると、糖尿病も劇的に改善するのです。

さらに“ゆっくり噛むダイエット”。すなわち箸置きを使いながら30回噛む。効果は絶大です。

糖質オフダイエットは人気ですが、リバウンドしたという人も多いのが現状です。実は、糖質オフダイエットの極意は、極端なオフではなく“ちょいオフ”で十分なのです。三大栄養素である炭水化物、タンパク質、脂質のうち、炭水化物に含まれる糖質を控えるものです。炭

水化物は消化吸収されてエネルギーになる糖質と、消化吸収されない食物繊維に分けられます。

米、パン、麺などに含まれるでんぷん、果物に含まれる果糖、砂糖などが糖質です。食後の血糖値を上昇させるのは糖質だけで、脂質やタンパク質は血糖値には影響を与えません。血糖値が上昇すると血糖を下げるホルモンであるインスリンが分泌されます。実はインスリンには余った糖を脂肪に変えて脂肪細胞にしまうという困った働きもあるのです。

糖質を控えてインスリンの分泌を極力抑えようと痩せるのです。年末・年始を前にして肥満の原因は、脂やカロリーの取りすぎではないことを覚えておきましょう。お餅とミカンはほどほどに！

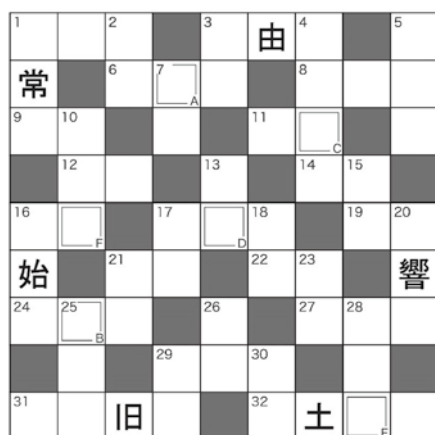
【プロフィール】

栗原毅（くりはら・たけし）医学博士。栗原クリニック東京・日本橋院長。前慶応大学特任教授。「血液サラサラ」という言葉を提唱し、著書やメディア出演などを通じて予防医療の大切さを訴えている。

漢字クロスワードパズル

【問題】

マス目に入るのはすべて漢字です。
A～C、D～Fでできる三字熟語2つは何でしょう？



【タテのカギ】

- 事故など、危急の時に逃げる出口
- 手紙の封をきり、中身をだす
- 自分で自分の感情・欲望を抑える
- 人工的・工業的に合成して作った物
- やってはいけない、「ごはつと」だよ
- 2月11日は、〇〇記念日です
- イラストでおおまかに描いたマップ
- 臨時に備え付ける。〇〇テント
- 酒は飲んでいません、「しらふ」です
- 有史以前の、一番初期の人類のこと
- いつも使っています
- 見晴らしのいい、〇〇台にのぼった
- 他の物事に、変化や反応を及ぼす力
- うまい、「さすが」本場の味だ
- 海外の法人が出資した、〇〇系企業
- 船舶をつくりだす所ですね
- 目覚ましい働き。腕前を発揮した成果
- ゴールド製のウオッチだよ
- 雪の上を歩くと、これがのこるね
- 山の多い地方を、こう言います

【ヨコのカギ】

- 一般に開放しない、公に見せない
- 制約や制限をなくす。貿易の〇〇〇
- 王や領主が農民などを支配する体制
- まなで、習得するための方法だ
- 書籍などの本文の前に入れる絵や写真
- 〇〇買いの銭失い
- 私たちが住む、この星です
- ぜいたくでなく、つつましいこと
- 複製や転写のもとになった図です
- 美術館で、いつも見られる展示のこと
- 幼い頃の「おもかげ」が残っているよ
- 本来とは別の用途に使ってしまった
- のぞんでいた以上にいい。〇〇の喜び
- 自然石に似せてつくった模造の石です
- 事業に必要なお金を、集めてくる力
- 金太郎の伝説で有名な山と言えど？
- いい風景や、古い史跡で有名な場所
- 国の土地を開発・保全するプランです

(出題・黒須和道)

近畿地区軽油価格調査集計表(平成30年2月分)

全ト協調ベ

※消費税抜き価格です

■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	102.90	94.04	100.79

■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X 日 鉱 日 石	100.75	94.64	100.65
出 光	100.50	93.66	98.88
昭 和 シ ェ ル	116.50	94.33	
エクソンモービル	104.00	94.80	
キ グ ナ ス		93.40	
コ ス モ	93.00	93.45	102.75
そ の 他	102.03	93.91	100.83

■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	103.59	94.14	101.25
30～50キロリットル未満	98.75	93.03	97.06
50～100キロリットル未満		95.10	
100キロリットル以上		93.04	

■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	105.33	93.73	100.66
30～60日未満	102.24	94.12	100.64
60日以上			101.93

■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2017年10月	94.24	85.30	92.89
2017年11月	95.61	89.94	97.20
2017年12月	98.17	92.08	97.78
2018年1月	103.06	94.08	100.39
2018年2月	102.90	94.04	100.79

軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり) (平成30年2月度)

大ト協調ベ

※消費税抜き価格です

項目 元売別	ス タ ン ド 買 い		ロ ー リ ー 買 い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エ ネ オ ス	105. 0	96. 1	95. 0	92. 6
出 光	104. 0	100. 0	95. 4	91. 0
昭 和 シ ェ ル	103. 5	103. 5	93. 2	91. 9
モ ー ビ ル	102. 4	101. 0	100. 0	100. 0
エ ッ ソ	107. 0	107. 0	94. 2	93. 0
ゼ ネ ラ ル			92. 1	92. 1
キ グ ナ ス				
コ ス モ	104. 4	99. 0	95. 8	91. 5
そ の 他	101. 4	95. 5	93. 9	91. 6
全 社	(加重平均値)103. 8	(最低価格)95. 5	(加重平均値)94. 8	(最低価格)91. 0

府下営業用トラック増・減車状況

(最近3ヵ月)

	増・減車区分	事 前 届 出					
		件 数			台 数		
		12月	1月	2月	12月	1月	2月
特別積合せ	増 車	24	17	35	39	27	69
	減 車	30	26	34	59	151	62
一 般	増 車	(3)648	(12)614	(4)737	(15)1,026	(65)1,044	(20)1,217
	減 車	616	515	601	951	841	975
特 定	増 車						
	減 車						
合 計	増 車	(3)672	(12)631	(4)772	(15)1,065	(65)1,071	(20)1,286
	減 車	646	541	635	1,010	992	1,037

※ () 新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

◎運行管理者等指導講習業務

(平成30年2月末現在)

区 分 年 月	一 般 講 習				基 礎 講 習		特 別 講 習	
	開催回数	受講者数と区分			開催回数	受講者数	開催回数	受講者数
		運行管理者	補助者等	計				
平成30年2月	4	468	128	596	1	146	1	20
平成29年度累計	20	2,375	615	2,990	8	1,075	4	111

◎適性診断業務

(平成30年2月末現在)

区 分 年 月	受 診 者 数						
	任 意		義 務				合 計
	一般	特別	初 任	適 齢	特定Ⅰ	特定Ⅱ	
平成30年2月	731	0	418	47	10	0	1,206
平成29年度累計	9,739	2	4,665	451	86	1	14,944

お悔やみ申し上げます

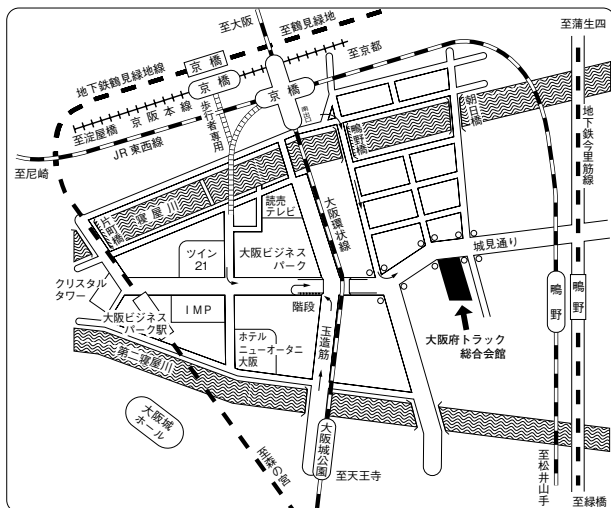
(株)東洋社 (大阪市西淀川区佃3ノ19ノ68=河北支部) 社長 ご尊父 野村了介殿、2月18日死去、83歳。葬儀は家族葬で執り行われた。

山野運送(株) (大阪市大正区平尾5ノ13ノ4=大正支部) 社長 ご母堂 山野喜代子殿、3月1日死去、85歳。葬儀は3月4日午前9時半から大阪市大正区小林東3ノ16ノ12の大正大阪祭典にて執り行われた。

昌南運輸(株) (摂津市鳥飼上3ノ15ノ27=西支部) 社長 南忠彦殿、3月26日死去。葬儀は3月28日午前10時から吹田市内本町1ノ21ノ3の公益社 吹田会館にて執り行われた。

とどろき運輸(株) (高槻市柱本4ノ15ノ6=河北支部) 社長 大瀧豊殿、3月31日死去、73歳。葬儀は4月1日午前10時から高槻市古曾部町2ノ17ノ8の高槻セレマホールにて執り行われた。

大阪府トラック総合会館



● 交通のご案内 ●

- JR大阪環状線・・・・・・
 - 「京橋」南出口徒歩約10分・
 - 「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線・・・・・・
 - 「京橋」南出口徒歩約10分・
 - 「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線・・・・・・「京橋」徒歩約15分
- 地下鉄鶴見緑地線・・・・
 - 「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分・
 - 「京橋」徒歩約20分
- 地下鉄今里筋線・・・・
 - 「鳴野」徒歩約15分

適正化事業のページ

平成 30 年度 貨物自動車運送事業 安全性評価事業について

【事業実施概要】

1. 申請書類の頒布

- ① インターネットによる頒布
全日本トラック協会ホームページ 平成30年4月16日(月)～6月30日(土)
- ② 紙媒体による頒布
申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関(各都道府県トラック協会)
平成30年5月1日(火)～6月29日(金) 9:00～17:00
(土・日曜日、祝日は除く)

2. 申請期間

平成30年7月2日(月)～7月13日(金) 9:00～17:00(土・日曜日は除く)

3. 評価対象

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所(営業所)を単位とします。
(軽貨物自動車運送事業者は評価の対象から除かれます。)

4. 申請資格要件

- ① 事業開始後(運輸開始後)3年を経過していること。
- ② 配置する事業用自動車の数が5両以上であること。
- ③ A. 虚偽の申請、その他不正な手段等(以下、「不正申請等」という。)により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。
B. 不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。
- ④ 認定証、認定マーク及び認定ステッカー等(以下、「認定証等」という。)の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造等に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

5. 申請書類の提出先

事業所が所在する都道府県の地方実施機関(都道府県トラック協会)の受付窓口
※郵送による申請は一切認められません。

6. 評価決定

申請事業所について、全国実施機関が3つの評価項目について評価基準に基づき点数化し、安全性評価委員会への諮問、答申を経て評価を決定します。

7. 評価結果の通知

評価結果は、平成30年12月中旬に、全日本トラック協会のホームページにてご案内すると同時に各申請事業所に対して郵送にてご通知します。

8. 有効期間

- ① 新規申請事業所 2019年1月1日～2020年12月31日(2年間)
- ② 初回更新事業所 2019年1月1日～2021年12月31日(3年間)
- ③ 2回目更新事業所 2019年1月1日～2022年12月31日(4年間)
- ④ 3回目更新事業所 2019年1月1日～2022年12月31日(4年間)
- ⑤ 4回目更新事業所 2019年1月1日～2022年12月31日(4年間)

9. 認定証の授与

「安全性優良事業所」には、認定証を授与します。

10. 認定事業所であることの証し

- ① 「安全性優良事業所」の認定マーク及び認定ステッカー並びに認定ワッペンについて、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る車両貼付等への使用を認定の有効期間内に限り認めます。
- ② 全日本トラック協会のホームページで事業所名・住所・電話番号を公表します。
また、認定事業所からの希望により、主な輸送品目の掲載及びホームページリンクを行ないます。

11. 申請料

- ① Web申請書作成システムで作成した申請書による申請：無料
- ② 複写式申請書による申請：申請書実費1,000円(税込)

運賃及び料金の変更届出はお済みですか？

平成 29 年 11 月 4 日、標準貨物自動車運送約款等の一部が改正されました。

改正標準貨物自動車運送約款は、これまで曖昧であった運賃と料金を明確に区分する内容で、適正な運賃・料金収受の推進につながるものと期待されております。

この改正標準貨物自動車運送約款を適用するためには、運賃及び料金の変更届出が必要ですが、未だ会員事業者の 53%しか届出されておられません。

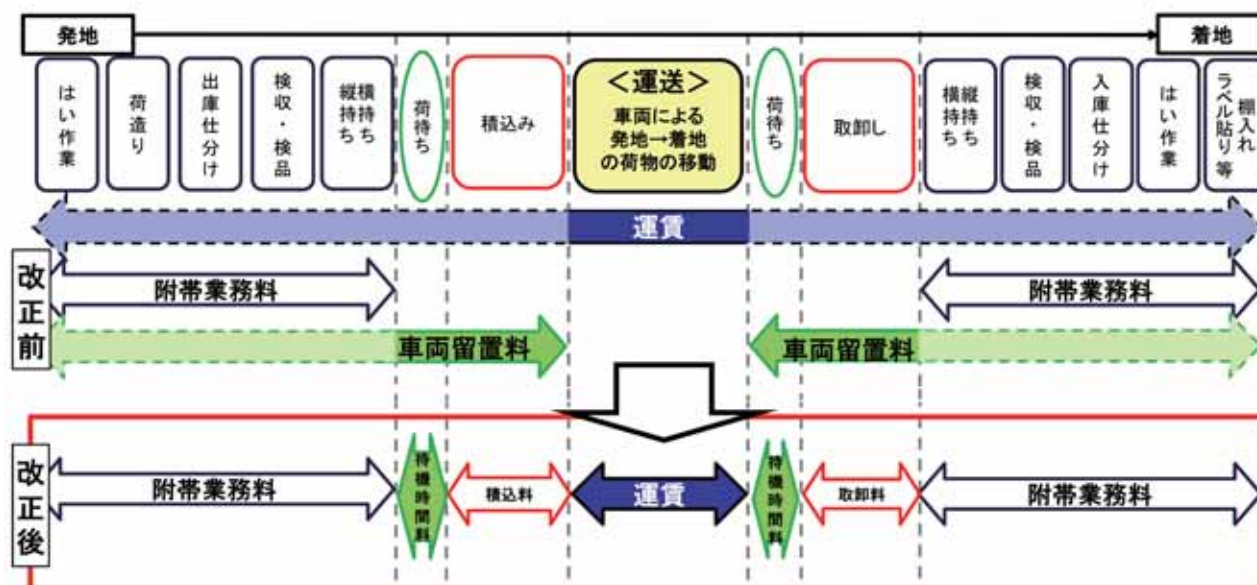
まだ届出をされていない事業者におかれましては、速やかに届出をお願いします。

また、旧標準約款あるいは新たに独自に定めた約款を使用する場合には、認可申請等の手続きが必要となりますのでご注意ください。

なお、ご不明な点等がありましたら、所属の各支部にお問い合わせください。

○適正な運賃・料金を収受するための方策として標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正。

- ①荷送人が運送依頼をする際に作成する運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定。
- ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定。
- ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加。等



トラ坊

(一社)大阪府トラック協会
シンボルキャラクター

出典:国土交通省

「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。

編集・発行人 一般社団法人 大阪府トラック協会
専務理事 滝口 敬介

4月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部

春の全国交通安全運動

4月6日(金)～15日(日)

全国重点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と
高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

大阪重点

● 二輪車の交通事故防止

【ライダーは…】

すり抜けや無理な追い越し等、危険な運転はやめましょう。
事故のダメージから身を守るため、
胸部プロテクターを着用しましょう。

【使用者・運行管理者・安全運転管理者は…】

バイクを使用する従業員に対し、
実際の事故事例を活用した安全指導を行いましょう。



大阪府警では…

LINE@で交通安全に関する情報を発信しています!



左のQRコードを読み込んで、是非登録して下さい。

カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

通 報

大 ト 協 第 2 号
平 成 3 0 年 4 月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

自動車安全運転センターが発行する「運転記録証明書」 発行手数料の助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、無免許運転等による交通事故防止対策として、自動車安全運転センター大阪府事務所における「運転記録証明書」発行手数料につきまして、平成30年度においても、下記のとおり、助成を実施することといたしましたのでご案内申し上げます。

つきましては、本案内をよくご覧のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両の運転者が「運転記録証明書」を自社（代理人申請）にて取得する場合に限る。

2. 助成額

「運転記録証明書」発行手数料（1件当り 630円）

※申請・交付等に係る郵送料・交通費などは各社にてご負担下さい。

3. 助成期間

平成30年4月2日（月）～ **平成30年6月29日（金）**

※ 上記期間に、自動車安全運転センターで運転記録証明書の申請が受理されたものに限りです。（郵送の場合は必着）

※ ただし、予算上限に達した時点で終了となります。

※ **なお、大阪府無事故・無違反チャレンジコンテストの申込み分については別途助成いたします。コンテストの詳細については後日、ご案内いたします。**

4. 助成方法

(一社)大阪府トラック協会専用の交付申請書にて申請することにより、各社は手数料を納付することなく取得できます（後納扱いとなり、大ト協に対し一括請求されます）。申請先は**自動車安全運転センター大阪府事務所（住所は下記記載のとおり）**に郵送もしくはご持参し、ご申請下さい。

※ **(一社)大阪府トラック協会専用の交付申請書はトラック協会各支部または本部にてお受け取りください。**(FAX・郵送での対応はいたしかねます)

※ 申請書は大阪府トラック協会のスタンプが押された原本のみ有効で、コピーされた用紙（カラーコピー等も含）での使用は不可です。必ず大阪府トラック協会でお渡しの原本を使用してください。

※ **年度毎に申請書に変更がありますので、必ずトラック協会各支部または本部にて申請書をお受け取りください。**

5. その他

個人情報の保護等については十分ご注意ください。なお、運転記録証明書取得ならびに利用によるトラブル等について、当協会は責任を負いかねますのでご了承ください。

6. 問い合わせ先

＜助成に関するお問い合わせ先＞

(一社) 大阪府トラック協会 交通・環境部
TEL. (06) 6965-4033

＜発行・申請等に関するお問い合わせ先＞

〒571-0033
門真市一番町23-16 (大阪府警察本部門真運転免許試験場内)
自動車安全運転センター大阪府事務所
TEL. (06) 6909-5821

通 報

大 ト 協 第 3 号
平 成 3 0 年 4 月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

平成30年度 ドライバー等安全教育訓練促進助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では輸送の安全確保、事故防止等に万全を期するため、ドライバー等従業員の皆様に対しまして、安全意識の高揚、運転知識・技能の向上等の教育の一助とするため、安全教育訓練を下記要領にて実施するとともに、受講料一部を助成いたしますので是非ご利用ください。

記

1. 助成対象研修施設

(1) 特定研修施設

一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター

一般社団法人埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター

(2) 指定研修施設

自動車安全運転センター 安全運転中央研修所

クレフィール湖東 交通安全研修所

総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA

総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道

総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原

総合交通教育センター ドライビングアカデミーテクノ

総合交通教育センター ドライビングアカデミー弘前

総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま

総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城

2. 研修日程

「別表1」のとおり (クレフィール湖東以外の研修施設の日程については大ト協ホームページに掲載しております。) ホームページをご覧ください。か、下記までお電話でお問い合わせください。

大阪府トラック協会 交通・環境部 TEL: 06-6965-4033

3. 助成枠確保申請 FAX 受付期間

平成30年4月2日(月)～平成31年2月28日(木)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきます。

(終了の際は、大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内)

※各研修施設への研修受講予約については3月9日(金)開始です

4. 受講申込および助成金の申請・交付手順

- ① 受講を希望する施設・日程等を確認のうえ、直接研修施設に連絡いただき、受講予約をしてください。

※「別表2」の各施設お問い合わせ先を参照

- ② 研修施設にて受講予約をされた方は、「様式1」をご記入の上、大ト協交通・環境部宛に FAX (06-6965-4029) にて助成枠の確保をしてください。

※受講申込書を兼ねているため、速やかに FAX してください。

- ③ 研修施設からの案内に従い受講手続きを行い、研修を受講して下さい。

- ④ 研修終了後、速やかに助成申請書類(下記5. 実施報告書提出書類)を下記(大ト協 交通・環境部)まで提出してください。

※受講後、原則として1週間以内に提出して下さい。

- ⑤ 助成金が交付されます。

※ 助成金枠の確保の手続き(上記手順②)をせず、研修受講後に助成金の申請をされた場合は助成できません。ご注意ください。

※ ②の FAX 後に受講日・受講者が変更となった場合・受講および助成枠をキャンセルされる場合は速やかに、研修施設および大ト協 交通・環境部の両方に連絡してください。

5. 実施報告書提出書類

- ① ドライバー等安全教育訓練助成申込み書兼実施報告書(助成申請書)(様式1)

※訂正等の際には修正液を使用しないでください。(訂正印等で対応してください)

- ② 研修修了証の写し 例 クレフィール湖東受講分は水色のカードサイズのもの

- ③ 研修参加報告書(様式2)

- ④ 暴力団排除にかかる誓約書(様式3)

※平成30年度中に他の助成事業を利用の際等、すでにご提出いただければ提出不要

- ⑤ 受講料にかかる領収証の写し(振込み明細書等でも可)

○ 助成申込先(郵送可)

〒536-0014

大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会・交通・環境部

TEL 06-6965-4033

6. 助成対象受講者

大阪府下事業所在籍の従業員に限る。

※他の府県の事業所に在籍する従業員は助成対象外です。

7. 助成額

○一般研修・特別研修・・・・上限は受講料の 1/2（別表 1 参照）

例）クレフィール湖東で一般研修（43,416 円）を受講した場合

助成額：受講料（43,416 円）× 1/2 = 21,708 円

100 円未満切り捨て（21,700 円）

21,700 円

※研修施設までの交通費や研修前および研修後の宿泊費・食費等については対象外です。また、研修中における受講者本人の個人的な支出等も対象外です。

8. 助成（利用）制限

多くの事業者のみなさまにご利用いただくため、勝手ではございますが、1 社当たりの助成人数を制限させていただいております。

1 社当たりの助成人数

特別研修 ----- 2 名以内

一般研修 ----- 2 名以内

（合計 4 名以内）

(様式1)

平成30年度 ドライバー等安全教育訓練助成申込み書兼実施報告書(助成申請書)

(一社)大阪府トラック協会 会長 殿		助成枠申込日(FAX) 平成 年 月 日 報告日(受講後助成申請日) 平成 年 月 日 ※受講後、原則として1週間以内にご申請下さい	
研修施設		1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉県トラック総合教育センター 3. 安全運転中央研修所 4. クレフィール湖東 5. ドライビングアカデミーONGA 6. ドライビングアカデミー北海道 7. ドライビングアカデミー大原 8. ドライビングアカデミー テクノ 9. ドライビングアカデミー 弘前 10. ドライビングアカデミー ぐんま 11. ドライビングアカデミー 宮城 ※いずれかに丸をしてください	
種 別		1. ドライバー研修 / 一般・初任ドライバー研修 / ドライバー安全研修 / 初任ドライバー研修 2. 安全運転管理者研修 / 添乗・指導管理者研修 3. その他 ※いずれかに丸をしてください	
日程等	特別研修 (3泊4日) (2泊3日) ・ 一般研修 (1泊2日)	研修コード 平成 年 月 日() ~ 月 日()【 日間】 研修施設に予約済ですか？(はい ・ いいえ) ※予約後に大ト協へFAXしてください	
	事業者名・代表者名	(所属支部) 事業者名 代表者名 ⑩ ※貴社印(代表者印)	
Gマーク認定証番号		Gマーク認定取得 あり ・ なし (※どちらかに丸をしてください) ※ありの場合 Gマーク認定証番号()	
申込責任者(担当者)		役職 氏名	
会社所在地		〒 -	
電 話		()	FAX ()
研修受講者 (ドライバー等)		ふりがな 氏名 生年月日: 昭和・平成 年 月 日 生まれ	
研修受講者の所属 支店・営業所名		所属支店・営業所名 (所在地: 市) ※必ずご記入ください 記入例: 本社営業所 (所在地: 大阪市)	
自 宅 住 所		〒 - 自宅電話(緊急連絡先) ()	
※受講者の変更となった場合や受講・助成枠をキャンセルされる際は必ず、研修施設および大ト協の両方に連絡してください。			
前 泊 (助成対象外)		する ・ しない (中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは前泊不可)	後 泊 (助成対象外)
助成金	研修受講料/助成額	研修受講料 円 助成額 円(別表1参照)	
	振込先 (事業者に限る)	銀行 支店 (普通・当座) 預金	
		口座番号 口座名義	
※口座情報に関しては受講後の助成申請の際に記載してください(助成枠確保のFAX連絡の段階にご記入の際は本紙が研修施設に転送されることをご了承ください)			
備 考		送迎希望→□(クレフィール湖東、中部研修センター、ドライビングアカデミー(北海道・大原・テクノ・弘前・ぐんま・宮城) 乗車トン数→_____トン車※埼玉県トラック総合教育センターを申込の方のみ記入	

○添付書類

(1)研修修了証の写し 例※クレフィール湖東受講分は水色のカード形式のもの

(2)研修参加報告書(様式2)

(3)暴力団排除にかかる誓約書(様式3)

☐ ←平成30年度中に他の助成事業を利用の際等、すでに提出済の方はここにチェックを入れてください(提出は年度内一度で可)

(4)受講料にかかる領収証の写し(振込み明細書等でも可)

※安全運転中央研修所の研修受講料(特別研修)には施設に納入した受講料に基準となる食事代を含めて記入してください。(但し、この食事代に係る領収書は不要とします。)

(様式 2)

研 修 参 加 報 告 書

会社名・営業所名

氏名

事業改善のためご意見をお聞かせ下さい

1. 研修に参加した感想（○で囲んで下さい）

- A. 大変役に立った B. 役に立った C. どちらとも言えない
D. あまり役に立たなかった E. ほとんど役に立たなかった

2. 研修に参加後、自身に該当するものに1つだけ○をして下さい

- A. 今後の安全運転に対する自己改革ができた
B. 自分の運転や業務に対する考え方が変わった
C. 今までと同じ

A. またはB. を選択した方で、特に役に立った事項があれば具体的に書いて下さい

--

3. 研修内容について、今後受講したいと思う内容や改善点があれば書いて下さい

--

4. 受講した研修施設の設備・指導員等について

- A. 満足 B. 悪い C. どちらでもない

--

5. その他、ご意見・お気づきの点があれば自由に書いて下さい

--

※ この様式以外のアンケートフォーマットでの代用可

ご協力ありがとうございました

（公社）全日本トラック協会

(様式 3)

平成 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

●クレフィール湖東 特別研修予定日一覧表(2泊3日研修)

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程			研修受講料 ※ 1	助成額 (1/2)	定員
指定研修施設	クレフィール湖東 交通安全研修所	ドライバー研修	401	7月19日(木)	～	7月21日(土)	71,496	35,700	20
			402	11月1日(木)	～	11月3日(土)	71,496	35,700	20
			403	12月20日(木)	～	12月22日(土)	71,496	35,700	20
			404	1月24日(木)	～	1月26日(土)	71,496	35,700	20
		安全運転管理者 研修	411	7月26日(木)	～	7月28日(土)	75,816	37,900	20
			412	8月23日(木)	～	8月25日(土)	75,816	37,900	20
			413	2月21日(木)	～	2月23日(土)	75,816	37,900	20

●クレフィール湖東 一般研修予定日一覧表(1泊2日研修)

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程			研修受講料 ※ 1	助成額 (1/2)	定員
指定研修施設	クレフィール湖東 交通安全研修所	ドライバー安全 運転研修	041	4月14日(土)	～	4月15日(日)	43,416	21,700	20
				6月9日(土)	～	6月10日(日)			20
				7月7日(土)	～	7月8日(日)			20
				7月28日(土)	～	7月29日(日)			20
				8月11日(土)	～	8月12日(日)			20
				9月28日(金)	～	9月29日(土)			20
				10月21日(日)	～	10月22日(月)			20
				11月17日(土)	～	11月18日(日)			20
				12月1日(土)	～	12月2日(日)			20
				12月15日(土)	～	12月16日(日)			20
				12月22日(土)	～	12月23日(日)			20
				1月19日(土)	～	1月20日(日)			20
				2月10日(日)	～	2月11日(月)			20
				2月16日(土)	～	2月17日(日)			20
				3月15日(金)	～	3月16日(土)			20

※1. 研修受講料には所定の宿泊代・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)

クレフィール湖東以外の研修施設については大阪府トラック協会ホームページをご覧ください。
 大阪府トラック協会 交通・環境部 TEL:06-6965-4033

施設区分	施設名	連絡先
特定研修施設	(1)一般社団法人 愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター	愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127 電話0561-36-1010 FAX 0561-36-1210 (名鉄線三好ヶ丘駅より徒歩約20分)
	(2)一般社団法人 埼玉県トラック協会 埼玉県トラック総合教育センター	埼玉県深谷市黒田2091-1 電話 048-584-0055 FAX 048-584-0090 (秩父鉄道永田駅より徒歩約25分)
指定研修施設	(3)自動車安全運転センター 安全運転中央研修所	茨城県ひたちなか市新光町605番地16 電話 029-265-9560 FAX 029-265-9552 (JR常磐線勝田駅よりバスで約20分)
	(4)クレフィール湖東 交通安全研修所	滋賀県東近江市平柳町22-3 電話 0749-45-3872 FAX 0749-45-3877 (JR東海道線能登川駅より送迎バスで約30分)
	(5)総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA	福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀81-5 電話 093-293-2359 FAX 093-293-2427 (JR鹿児島本線遠賀川駅より徒歩約7分)
	(6)総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道 ①東地区会場 ②西地区会場	①東地区会場 (JR根室本線釧路駅よりバスで約25分) 北海道釧路市芦野5-12-1 電話 0154-37-1196 FAX 0154-37-1178 ②西地区会場 (JR室蘭本線苫小牧駅よりバスで約30分) 苫小牧市拓勇東町8-6-68 電話 0144-57-8410 FAX 0144-57-8410
	(7)総合交通教育センター ドライビングアカデミー大原	岐阜県多治見市幸町7丁目29-1 電話 0572-27-2356 FAX 0572-27-2967 (JR多治見駅北口より送迎バスで約20分)
	(8)総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	広島県安芸郡熊野町5640-1 電話 082-854-4000 FAX 082-854-9466 (JR矢野駅より送迎バスで約30分)
	(9)総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前	青森県弘前市和泉一丁目3-1 電話 0172-28-2727 FAX 0172-28-3382 (JR弘前駅より送迎バスで約8分)
	(10)総合交通教育センター ドライビングアカデミーぐんま ①前橋自動車教習所 ②かぶら自動車教習所	①前橋自動車教習所 (JR前橋駅北口より送迎バスで約20分) 群馬県前橋市関根町二丁目1番地18 電話 027-233-1155 FAX 027-233-2004 ②かぶら自動車教習所 (JR高崎駅より送迎バスで約20分) 群馬県藤岡市立石1563 電話 0274-42-0462 FAX 0274-42-8280
	(11)総合交通教育センター ドライビングアカデミー宮城 ①東地区会場 ②西地区会場	①石巻中部自動車学校 (JR石巻あゆみ野駅より徒歩約15分) 宮城県石巻市門脇字浦屋敷124番1号 電話0225-94-1285 FAX 0225-94-1288 ②富谷自動車学校 (市営地下鉄南北線泉中央駅より送迎バスで約15分) 宮城県富谷市三ノ関膳部沢上11番3号 電話 022-358-8787 FAX 022-358-8777

通 報

大 ト 協 第 4 号
平 成 3 0 年 4 月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）」説明会 （新規取得予定事業所向け）の開催について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営ならびに適正化事業の推進につき格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全国適正化実施機関）では、平成15年7月から、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための環境整備をはかるため、みだしの「安全性評価事業」をスタートさせました。

同事業は、全国適正化実施機関が「事業者の安全性について総合的に評価、認定し、公表する」制度ですが、本年度も同事業が実施されるのに先立ち、標記「説明会」を下記により開催することといたしましたので、同制度の新規取得を予定されている事業所におかれましては是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、諸準備の都合上、ご出席いただきます場合には別紙によりお申し込みをいただきますよう、併せてお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成30年5月23日（水） 午前10時30分～12時（予定）
2. 場 所 ドーンセンター 7F「ホール」（大阪府立男女共同参画・青少年センター）
大阪府中央区大手前 1-3-49（別添地図をご参照ください）
TEL. 06-6910-8500
3. 対象事業所 ■ 平成30年度 新規取得予定事業所
※ 更新の事業所につきましては、別途ご案内いたします。
4. 申込み方法 “別紙” 申込書により 5月16日(水)まで に、協会（適正化事業部）
あて FAX(06-6965-1902)でお申込みください。
※諸準備の都合上、お早めにお申込みください。

＜お問い合わせ先＞ （一社）大阪府トラック協会 適正化事業部 TEL. 06-6965-4024

新規取得予定事業所用

平成30年 月 日

(一社)大阪府トラック協会 適正化事業部 行
FAX. 06-6965-1902

「貨物自動車運送事業安全性評価事業」説明会への参加申込書

(平成 30 年 5 月 23 日 (水) 午前 10 時 30 分・ドーンセンター7F「ホール」)

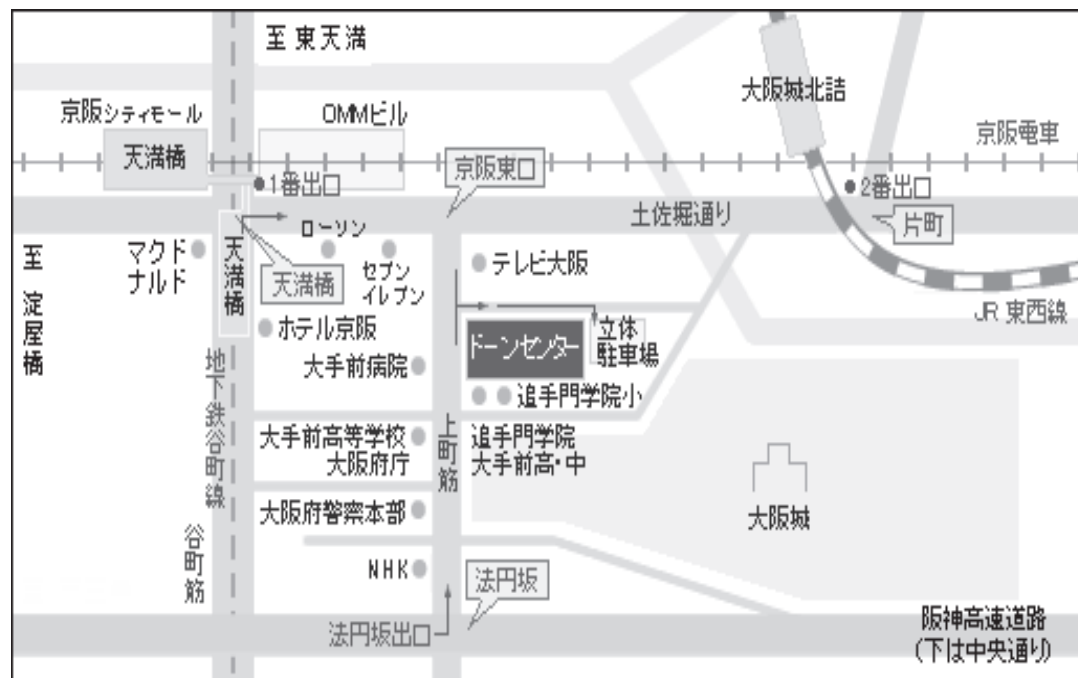
事業者名

営業所名

参加人数（必ずご記入ください） 名

担当者名 連絡先 ()

■ ドーンセンター所在地



- 京阪「天満橋」駅下車。東口方面の改札から地下通路を通して1番出口より東へ約 350m。
- 地下鉄谷町線「天満橋」駅下車。1番出口より東へ約 350m。
- JR 東西線「大阪城北詰」駅下車。2番出口より土佐堀通り沿いに西へ約 550m。

※ 駐車場（有料・各社負担）は限りがありますので、お車以外の公共交通機関をご利用下さい。

通 報

大 ト 協 第 9 号
平 成 3 0 年 4 月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

準中型免許取得助成制度について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、事業者のみなさまにおかれましては、高等学校新卒者をはじめとする若年労働者の確保に苦慮されていることと存じます。

こうした、みなさまのご努力の一助とするため、当協会では新たに採用した若年ドライバー（概ね29歳まで）に準中型免許を取得させた際に指定教習所等での費用を助成する制度を実施いたします。

つきましては、同制度をご利用希望の事業者のみなさまは、下記要領によりお手続きくださいますよう、ご案内申し上げます。

なお、予算枠に限りがございますので、助成限度枠に達した時点でお申し込みを締め切らせていただきます。予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 募集期間 平成30年4月2日（月）～平成31年2月28日（木）
 ※ただし、お申し込みが助成限度枠に達した時点で締め切らせていただきます。

2. 助成額

準中型免許の新規取得（普通免許取得後の取得を含む）

: 40,000円を上限

5トン限定準中型免許の限定解除：25,000円を上限

なお、多くの方に広く制度を利用いただくために、1事業者につき上限額は100,000円とします。

ただし、ドライバーが個人で準中型免許取得費用を支払った場合は助成金を交付しません。

3. 交付対象

全ト協の交付要件として下記①～⑤のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象といたします。

- ①当該事業者が、平成29年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者は、平成元年6月2日以降生まれであること。
- ③当該運転者が、平成29年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得し、その費用の全額を当該事業者が負担していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者^{（注）}に在籍し、運転者として従事していること。
- ⑤当該運転者が、社会保険に加入していること。
- ⑥当該運転者が、国から準中型免許取得に係る助成金を交付されていないこと。

4. 申込方法

希望者（事業者）は準中型免許取得後に大ト協（06-6965-4033）へ電話で「準中型免許取得助成申請書」を請求し、添付書類を添えて申請を行なってください。

5. お問い合わせ先

(一社) 大阪府トラック協会 交通・環境部

TEL. (06) 6965-4033

通 報

大ト協第10号
平成30年4月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

「適性（一般）診断」受診料助成について （ご 案 内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、下記の助成対象機関で実施しておりますみだしの「診断」に係る経費につきまして、平成30年度も下記のとおり助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、適性診断の「特別診断・初任診断・適齢診断・特定診断Ⅰ・Ⅱ」の受診料ならびに運行管理者の「一般講習・特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、従来どおり各社にてご負担いただきますようお願いいたします。

記

1. 助成対象

大阪府下事業所在籍の営業用貨物車両運転者に「2. 助成対象機関」において適性診断(一般診断)を受診させる場合に限る。

2. 助成対象機関

- ・独立行政法人自動車事故対策機構 近畿各支所（滋賀県を除く）
- ・ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- ・大阪都島自動車学校
- ・大阪香里自動車教習所
- ・エムケー物流株式会社

3. 助成額

受診者1名あたり2,300円（税込み）

4. 助成期間

平成30年4月1日（日）～平成31年3月31日（日）

※ただし、予算上限に達した時点で終了となります。（締め切りの際は、大ト協ホームページにてご案内いたします。）

5. 助成金の流れ

○独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

- ①独立行政法人自動車事故対策機構のホームページより受診のお申し込みをしてください。申し込みの際はIDとパスワードが必要となりますので、初めて受診される際は、自動車事故対策機構にお問い合わせ下さい。
 - ②トラック協会各支部にて「事故対策機構」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)
 - ③受診当日、受診者本人が上記「適性診断受診申込書」を「事故対策機構」の窓口へ提出して下さい。
- ※「ナスバネット」もご利用になれます。詳しくは自動車事故対策機構までお問い合わせください。

○ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

- ①ヤマト・スタッフ・サプライ(株)のホームページおよびFAXにて受講の申込を行ってください。FAXにて受診を申し込まれる際はホームページで用紙「運転適性診断申込書」をダウンロードし、必要事項を記入し、FAXにて「ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター」(FAX 06-6613-1810)に受診をお申し込みください。
- ※「運転適性診断申込書」はトラック協会各支部にもあります。

○大阪都島自動車学校

- ①大阪都島自動車学校に電話にて、受診の申込を行ってください。
- ②トラック協会各支部にて「大阪都島自動車学校」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに必要事項を記入してください。)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「大阪都島自動車学校」の窓口へ提出して下さい。

○大阪香里自動車教習所

- ①大阪香里自動車教習所のホームページおよびFAXにて受診の申込みを行ってください。FAXにて受診申込みをされる際は、大阪香里自動車教習所へお問い合わせ下さい。
- ②トラック協会各支部にて「大阪香里自動車教習所」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「大阪香里自動車教習所」の窓口へ提出して下さい。

○エムケー物流株式会社

- ①エムケー物流株式会社のホームページおよび電話、FAXにて受診の申込みを行ってください。FAXにて受診を申し込まれる際はエムケー物流株式会社のホームページで用紙をダウンロードして下さい。

- ②トラック協会各支部にて「エムケー物流株式会社」用の「適性診断受診申込書」を受け取ってください。(受診当日までに記入してください)
- ③受診当日、受診者本人が上記の「適性診断受診申込書」を「エムケー物流株式会社」の窓口提出して下さい。

6. その他

事業所の所在地を考慮し、独立行政法人自動車事故対策機構近隣各府県支所（京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県）での受診についても助成対象といたします。ただし、「1. 助成対象」に該当するものに限りです。

7. 適性（一般）診断に関する問い合わせ先

- 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所
TEL. (06) 6942-2804
- ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター
TEL. (06) 6613-1800
- 大阪都島自動車学校
TEL. (06) 6922-1200
- 大阪香里自動車教習所
TEL. (072) 831-0668
- エムケー物流株式会社
TEL. (072) 882-0070

通 報

大 ト 協 第 11 号
平 成 30 年 4 月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

「運行管理者・基礎講習」受講料の一部助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営につきまして積極的なご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、運行管理者・基礎講習につきまして、下記の機関における受講料の一部助成を実施いたしますのでご案内申し上げます。

なお、「運行管理者・一般講習および特別講習」の受講料についての助成はいたしませんので、各社にてご負担いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 助成の対象者

大阪府下事業所在籍の従業員に限り、下記の機関で「運行管理者・基礎講習」を受講させたもの。

2. 対象機関

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構（滋賀県を除く、近畿各支所）
- (2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社 関西研修センター
- (3) 大阪香里自動車教習所
- (4) 大阪都島自動車学校
- (5) 梅田運輸倉庫株式会社

3. 助成額

1 名あたり 4,350 円(受講料の 1/2) ※受講料は 8,700 円です。

4. 申請期間

(1) 独立行政法人自動車事故対策機構 (滋賀県を除く、近畿各支所)

平成 30 年 4 月 2 日 (月) ~ 平成 31 年 2 月 28 日 (木)

※書類必着、上記期間に受講し、大阪府トラック協会宛に助成申請したもの。

(2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター、大阪香里自動車教習所、
大阪都島自動車学校、梅田運輸倉庫株式会社

平成 30 年 4 月 1 日 (日) ~ 平成 31 年 3 月 31 日 (日)

※上記期間中に基礎講習を受講したもの

※予算枠に達した時点で締め切ります。(ホームページでご案内致します。)

5. 申請方法

(1) 独立行政法人自動車事故対策機構の場合 (滋賀県を除く、近畿各支所)

① 「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書 (様式 1)

※10 名以上受講の場合は、様式 1 - 2 も使用してください

② 暴力団排除の誓約書 (様式 2)

※平成 30 年度中に大ト協が行う他の助成事業に、すでにご提出の場合は不要です。(年度内一度のみ提出)

③ 基礎講習修了書 (写) ※手帳の写しは不可。

④ 領収証 (写) ※余白等に受講者名をご記入ください

⇒上記書類を「6. 申請先」に郵送、またはご持参にてご申請下さい。

(2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター、大阪香里自動車教習所、
大阪都島自動車学校、梅田運輸倉庫株式会社

受講申し込み時に、必要事項を記載し、各機関に受講の申し込みをして頂くことで、受講料の 1/2 の金額で受講できます。

(受講後の助成申請手続きは不要。)

※受講の手続きにつきましては、各機関にお問合せ下さい。

6. 申請先 ※郵送可

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2

一般社団法人 大阪府トラック協会 交通・環境部

T E L : 06-6965-4033

7. 注意事項

ご申請後、申請書控えについてのFAX等やお電話での照会は一切いたしかねます。ご申請前に必ず各社で申請書類一式のコピーをとり、保管していただきますようよろしくお願いいたします。

8. 受講に関する問い合わせ先

- (1) 独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

TEL : (06) 6942-2804

- (2) ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社関西研修センター

TEL : (06) 6613-1800

- (3) 大阪香里自動車教習所

TEL : (072) 831-0668

- (4) 大阪都島自動車学校

TEL : (06) 6922-1200

- (5) 梅田運輸倉庫株式会社

TEL : (06) 6458-3012

(様式 1)

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

所属支部 支部
平成 年 月 日

住 所
事業者名
代表者名 ⑨
電話番号
担当者名

※印鑑は貴社印（丸印）を押印してください

「運行管理者・基礎講習」受講助成金交付申請書

当社従業員が標記、「運行管理者・基礎講習」を受講し修了いたしましたので、
下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

金 円 (@4,350 円× 名分)

1. 受講者一覧（11名以上受講の場合は様式1-2も使用してください。）

No.	受講者名	所属営業所名・所在地 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
記入例	〇〇 ××	本社営業所 (所在地 大阪 市)	平成30年 4月 1日～ 4月 3日
1		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
2		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
3		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
4		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
5		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
6		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
7		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
8		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
9		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
10		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

2. 助成金振込先口座

フリガナ								
氏 名 (預金口座名義)								
振込先 金融機関名	銀行・信用金庫							支店
預 金 種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号						

3. 添付書類 ※別紙案内をご覧ください

☐暴力団排除にかかる誓約書（様式2）について平成30年度（平成30年4月1日以降）、すでに提出済の方は
チェックを入れてください。（提出は年度内一度で可）

(様式 1 - 2)

受講者一覧 (様式 1 の続き)

※ 1 1 名以上受講の場合は、こちらに記載してください

No.	受講者名	所属営業所名 (本社の方は、本社と記入して下さい。)	受講日
11		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
12		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
13		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
14		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
15		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
16		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
17		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
18		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
19		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
20		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
21		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
22		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
23		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
24		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
25		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
26		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
27		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
28		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
29		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日
30		(所在地 市)	平成 年 月 日～ 月 日

※助成対象は大阪府下事業所在籍の従業員に限ります。

(様式 2)

平成 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑨

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

※ 申込み締切日を延長しましたので、受講希望の方は是非ご応募ください。

通 報

再掲載

大ト協 第330号
平成30年3月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

「引越事業者優良認定制度」申請に係わる 事業者説明会の開催について（新規・更新）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について公益社団法人全日本トラック協会では、本年度の「**引越事業者優良認定制度**」（**引越安心マーク**）について、平成30年7月20日より公益社団法人全日本トラック協会において**申請受付（新規・更新）**の開始を予定しております。

つきましては、「引越事業者優良認定制度」の申請受付に際して、下記により公益社団法人全日本トラック協会担当者による事業者説明会を開催いたします。

なお、本年度も更新に関する申請および審査・認定を行ないます。新規申請説明会と合わせて更新申請説明会も行ないますので、業務何かとご多忙のところ恐縮ですが、申請予定の事業者は、是非ご出席をくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 開催日時 **〔第1回目開催〕**
 平成30年4月23日（月）午前10時30分～午後0時00分（予定）
 〔第2回目開催〕
 平成30年5月24日（木）午前10時30分～午後0時00分（予定）
 ※いずれの日も午前10時より受付を開始いたします。
2. 開催場所 **大阪府トラック総合会館・研修センター6階・601号室**
 大阪市城東区鳴野西2-11-2 TEL 06-6965-4036
 （※会館の駐車設備は狭小ですので、必ず公共交通機関をご利用ください）
3. 定 員 いずれも約50名
4. 申込方法 別紙申込書により、〔第1回目開催〕は平成30年4月20日（金）までに、
 〔第2回目開催〕は平成30年5月23日（水）までに協会（企業振興部）あて
 FAX 06-6965-4039までお申し込み下さい。

平成30年 月 日

FAX：06-6965-4039

(一社)大阪府トラック協会 企業振興部 行

「引越事業者優良認定制度」申請に係わる事業者説明会参加申込書

《 ご 希 望 日 》

① 平成30年4月23日（月）〔第1回目開催〕

② 平成30年5月24日（木）〔第2回目開催〕

※いずれかの番号を○で囲んでください。

事業者名

連絡先

役 職 名	氏 名

※日程①の方は、平成30年4月20日（金）までに、
日程②の方は、平成30年5月23日（水）までに
お申込み下さい。（定員に達し次第、締め切ります。）

＜お問い合わせ＞06-6965-4036

（一社）大阪府トラック協会・企業振興部

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 澤 田 時 雄

交通労働災害防止担当管理者教育講習会 開催のご案内

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、支部の運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。
厚くお礼申し上げます。

さて、交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち2割以上を占め、労働災害防止上の重要な課題となっています。

厚生労働省では、ツアーバスによる重大事故を受け、労働安全衛生関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」とともに、交通労働災害の防止を図るための指針となる『交通労働災害防止のためのガイドライン』を平成25年5月に改正されました。

つきましては、これらの措置を受けて、このたび各社の**運行管理者を対象に**、みだしの講習会を開催することといたしましたので、みなさまにおかれましては、日常業務何かとご多用中のところ誠に恐縮ですが、お繰り合わせのうえ、関係者の受講方につき特段のご配慮を賜りますよう、ご案内と併せましてよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成30年5月16日(水) 13:00～16:30
2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電 話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越してください。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会

4. カリキュラム

- (1) 事業者の責任と交通労働災害防止管理体制等
- (2) 交通労働災害防止のための管理のすすめ方
 - ① 事故防止
 - ② 適正な労働時間等の管理の進め方
 - ③ 教育及び運転者認定制度
 - ④ 交通労働災害防止に対する意識の高揚
- (3) 健康管理

5. 受講料 ・ 陸災防会員 無 料
 ・ 非 会 員 13,000 円(税込)

6. 修了証

この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

7. 申し込み方法

- 定員 100 名（定員に達し次第、締め切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入のうえ、5月1日（火）までに当支部あてに FAX（06-6965-1903）でお申込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

交通労働災害防止担当管理者教育講習会
受 講 申 込 書

事業者名 _____ 電話番号 _____

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏 名	運行管理者交付番号	分 会 名 (支 部 名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※運行管理者交付番号は必ず記入してください。

交付番号は自動車事故対策機構(旧：自動車事故対策センター)発行の運行管理者等指導講習手帳でご確認ください。（手帳未交付の方は、合格証番号）

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 澤 田 時 雄

衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会 開催のご案内 ～ 熱中症予防対策セミナー ～

職場における熱中症予防対策については、暑くなる前からの対策が重要です。

厚生労働省の統計では、平成28年の職場における熱中症による死傷者数（平成29年1月末時点速報値）は462人、死亡者数は12人であり、運送業においても52名の死傷者が発生しております。（死亡者数は0人）

例年、熱中症の発症は5月から始まっており、早期の対策が重要であることから5月に開催することといたしました。

衛生管理者、安全衛生推進者及び労務管理担当者のご参加をお待ちしております。

記

1. 日 時 平成30年5月23日（水） 14:00～16:30

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越しください。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

4. テーマ 「熱中症予防対策について」

講 師 山田 誠二 先生（大阪産業保健総合支援センター相談員）
山田誠二 産業保健センター所長
医学博士、労働衛生コンサルタント

「陸運業における熱中症予防対策について」

講 師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 酒井 雅彦

5. 受講料 無 料

6. 申し込み要領

- 定員 100 名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入していただき、5月11日（金）までに当支部あてFAX（06-6965-1903）でお申し込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

「熱中症予防対策セミナー」受講申込書

事業者名 _____

電話番号 _____

氏 名	役 職 名	支 部 名
(ふりがな)		
(ふりがな)		

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 吉日

各 位

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室

家電リサイクル法に係る新たな周知・啓発ポスターの 積極的掲示について（依頼）

平素より家電リサイクル行政に御理解・御協力を賜り、ありがとうございます。

この度、経済産業省・環境省・小売業者・製造業者等において連携して、家電リサイクル法に係る新たな周知・啓発ポスターを作成いたしました。

新たな周知・啓発ポスターは、これまでの家電リサイクルに係る広報媒体よりも幅広い場において活用する共通の掲示物とするものであり、多くの場において繰り返し消費者等の目に触れること等により、消費者における家電リサイクル制度の認知度向上及び適正排出の意識向上が図られることを期待しております。

今後、家電量販店や地域小売店をはじめ、経済産業省・環境省・自治体の公共施設や製造業者等の施設においても積極的なポスターの掲示が行われますが、こうした関係主体以外においても、消費者が家電 4 品目を排出する機会に接することが多いと考えられます。

各社におかれまして、是非ポスター掲示について御協力いただきますようお願い申し上げます。

大ト協第 12 号
平成 30 年 4 月

会 員 各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

荷主に対する適正取引推進および改善基準告示等の周知活動へのご協力について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、トラック運転者の労働環境は、長時間の荷待ち時間や契約にない附随作業の要請等による長時間労働など、大変厳しいものとなっております。

このため、ドライバーの確保も非常に困難な状況にあり、このままでは近い将来トラック運送業界に危機的状況が到来するのではないかと強く危惧しております。

こうした状況を改善するため、国土交通省、経済産業省および公正取引委員会では、取引環境の改善を推進するため、運送委託者に向けたリーフレットを作成しております。

また、厚生労働省および国土交通省、全日本トラック協会では「トラック運転者の改善基準告示」ならびに「荷主勧告制度」について荷主に理解を深めていただくことを目的としたリーフレットも作成しております。

そこで、当協会から国土交通省、厚生労働省、経済産業省および公正取引委員会の4機関に対し、これらのリーフレットが荷主に周知され、理解と協力が得られるような対策を要請したところ、荷主企業に対し4機関の連名による協力依頼文書（別添）が発信されることとなりました。

つきましては、この協力依頼文書を送付するための「荷主企業名簿」を作成したいと考えておりますので、会員の皆さまには「荷主企業名簿」のご提供についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、誠に恐縮ではございますが、5月中には荷主企業へ発送したいと考えておりますので、4月27日（金）までにFAX（06-6965-4039）にて、「荷主企業名簿」をご返送いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

荷主宛文書

(案)

別添

平成 30 年 5 月 日

運送委託企業 各位

国 土 交 通 省 近 畿 運 輸 局
厚生労働省

滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山労働局
経 済 産 業 省 近 畿 経 済 産 業 局
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

運送事業者との適正取引および労働時間のルールへのご理解とご協力のお願い

平素は、格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

トラック運送業は、わが国の国民生活および経済活動を支える重要な産業ですが、全産業と比較して長時間労働・低賃金の傾向にあることから、物流を支える運転者の確保が難しい状況が生じているところです。

トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール「改善基準告示」が定められており、荷主の指示等を背景とした過労運転等が見られる場合には、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」が適用される場合がございます。

また、運送委託の方法や委託内容によっては独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法（下請法）に抵触する場合もございます。

このため、国土交通省、厚生労働省、経済産業省および公正取引委員会において、運送委託者の皆さまに向けたリーフレット等を作成いたしました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、社内周知等にご協力を賜わりたくお願い申し上げます。

《問い合わせ先》

○国土交通省近畿運輸局自動車交通部貨物課

☎06-6949-6447

○厚生労働省各労働局労働基準部監督課

☎滋賀：077-522-6649 ☎京都：075-241-3214 ☎大阪：06-6949-6490

☎兵庫：078-367-9151 ☎奈良：0742-32-0204 ☎和歌山：073-488-1150

○経済産業省近畿経済産業局産業部中小企業課下請取引適正化推進室

☎：06-6966-6037

○公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

☎06-6941-2173

一般社団法人大阪府トラック協会 行
FAX 06-6965-4039

荷主名簿

荷主企業名	送付先住所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

※送付先荷主企業が本欄に書ききれない場合はコピーしてご使用ください。

※ご提供いただきました荷主名簿は本事業の他、今後の荷主対策事業に使用させていただく場合がございますので、ご了解のうえでご返送ください。

トラック広報「読者アンケート」

今年度より、「読んでもらえる広報誌」を目指して誌面のリニューアルを実施しましたが、現時点ではまだまだ不十分だと思います。これからも一步一步、会員の皆さまに「読んでもらえる広報誌」を目指して努力してまいります、そのためには読者の皆さまのご意見が不可欠です。今後の誌面参考のため、下記アンケートにご協力をお願いします。

記

1. 今月号の連載記事「大阪のトラガール」はいかがでしたか？

- ① おもしろい ② ふつう ③ おもしろくない

2. 貴社のトラガールの状況について教えてください。

- ① 既にいる ② 今後、採用したい ③ 予定はない

3. 今月号のご存知ですか「準中型免許」はいかがでしたか？

- ① 参考になった ② ふつう ③ 参考にならない

4. 貴社の準中型免許の状況について教えてください。

- ① 保有者がいる ② 今後、検討する ③ 予定はない

5. 今月号全体としてはいかがでしたか？

- ① おもしろい ② ふつう ③ おもしろくない

6. リニューアル後の印象はいかがですか？

- ① 良くなった ② ふつう ③ 前の方が良い

7. 今後、どのような記事を希望されますか？（複数回答可）

- ① 事業法関係 ② 車両関係 ③ 人材確保関係
④ 金融関係 ⑤ 各種データ ⑥ 愉快的記事

8. その他、ご意見・ご要望があればお願いします。

※上記設問で該当するものに○を付け、FAX (06-6965-4039)までご回答お願いいたします。